

令和8年10月27日

第三期成年後見制度利用促進基本計画に関する委員意見
— 支援付き意思決定を地域の権利擁護支援の共通基盤とし、その実質的な保障の仕組みづくりを基本計画に位置づけることについて —

成年後見制度利用促進専門家会議委員	青木	佳史
	同	久保 厚子
	同	永田 祐
	同	花俣 ふみ代
	同	水島 俊彦

1 意見の趣旨

私たちは、一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）が取りまとめた「第三期成年後見制度利用促進基本計画に向けた提言」（令和8年10月27日。以下「提言書」という。）の趣旨及び取組みに賛同し、第三期基本計画の策定に当たり、次の事項を計画に位置づけるよう、連名で意見を述べる。

- (1) 本人が必要な支援を利用しながら、自らの意思、選好及び価値観に基づいて意思決定し、法的能力を行使する主体であり続けるための支援付き意思決定の保障を、地域の権利擁護支援の共通基盤として明記すること。
- (2) 本人の支援付き意思決定を個別の実践において全うするために、常に本人の側に立とうとする「支持者性」の概念を権利擁護支援の横断原則として明記すること。その実現に向けて、本人に対する生活支援・サービス提供とは別に、意思決定支持者を地域に確保しつつ、本人が支持者を選び、変更・終了を求められることを保障すること。
- (3) 本人の生活支援等のサービスを本人の権利擁護支援として展開する際には、支援付き意思決定の確保を目的とした相互牽制機能を地域ごとに確立すること。その実現に向けて、支持者性の確保とともに、独立した立場から本人に関わり、必要に応じて本人が希望や意見、迷い、不満などを表し、周囲に伝えられるよう支えるための独立アドボカシー機能及び本人の意思決定に対する関係性の濫用や不当な影響を抑止するための第三者的検討機能を地域の実情を踏まえ整備する

こと。

- (4) 成年後見制度（新たな補助制度）の利用前・利用中・終了後を通じて、本人の意思、選好及び価値観を踏まえた支援と、本人の側に立つ支持者性及び相互牽制機能それぞれが途切れない地域の仕組みをつくること。
- (5) 当事者協働を基盤に人材の育成・財源の確保及び評価の仕組みを整えるために、国・都道府県・市町村の役割分担と整備工程を明確にするとともに、第三期基本計画の期間中に、支援付き意思決定を保障し権利擁護支援を全うするための法的枠組みの検討を進めること。

2 意見の理由

(1) 本会議の論点整理との関係

第22回会議（令和8年9月25日）資料8「ワーキング・グループの議論を踏まえた論点整理」は、「本人の声」を起点とする意思決定支援、地域住民や当事者の参画、支援者とは異なる相互牽制的な立場での意思決定支援、制度利用終了後の地域の受け皿、支援の質・機能の評価する観点を論点として掲げている。本意見は、これらの方向性を第三期基本計画において地域で実装可能な機能として具体化し、担い手・財源・当事者参画・評価まで含めて位置づけることを求めるものである。

(2) 中間検証報告書及び国会審議との関係

第二期基本計画に係る中間検証報告書（令和7年3月）は、意思決定支援の確保を目的とした相互牽制機能の確立が十分に図られる必要があるとした。また、令和8年6月の参議院厚生労働委員会において、政府は、支援者以外の立場で本人に寄り添い相互牽制的に意思決定支援を行うことの有用性を認めつつ、役割・立ち位置の明確化、担い手の養成、実施主体の体制整備、標準的ノウハウの共有を課題として挙げ、次期計画は本会議の議論を踏まえて策定するとした。提言書は、これらの課題に対応する形で各事項を整理している。

(3) 地域実践から見えた課題

提言書の基礎となる豊田市、鶴ヶ島市、津別町、相模原市（社会福祉法人かながわ共同会）及び文京区での実践では、本人の側に立とうとする市民、すなわち意思決定支持者（フォロワー）との継続的な関わりを通じて、本人が伝えることを諦めていた希望を再び表すように

なることが確認された。他方、意思決定支持者自身にも揺らぎが生じうる。その活動を支える独立アドボカシー機能と第三者的検討機能が、実施主体の判断や単年度の予算に左右される現状では、試行はできても、継続的な支持者性の保障には至っていない。こうした関わりとそれを支える仕組みを持続させるには、計画上の位置づけと公的な裏づけが必要である。

(4) 本人・家族・支援者等の声

提言書が補足的な根拠とする調査（任意回答による途中集計。令和8年10月8日時点）では、障害のある本人の回答者36人中19人（52.8%）が一度伝えた希望をその後言わなくなった経験を報告し、本人の側に立って一緒に考えてくれる人がいたらよいとする回答は36人中30人（83.3%）であった。家族・支援者・専門職等の回答者152人では、116人（76.3%）が本人以外の決定が優先された場面を見た経験を報告している。

3 別添資料

- ・第三期成年後見制度利用促進基本計画に向けた提言（令和8年10月27日、一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク）
- ・第三期成年後見制度利用促進基本計画に向けた提言（別冊）（令和8年10月27日、一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク）

以上

第三期成年後見制度利用促進基本計画に向けた提言

—本人の声から始まる権利擁護支援を、地域の仕組みにする—

2026年10月27日

一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)

<賛同者(50音順)>

青木 佳史	大阪弁護士会／きづがわ共同法律事務所 弁護士
大地 裕介	社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
木本 光宣	特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長
久保 厚子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 顧問
阪田 征彦	社会福祉法人無門福祉会ライフサポートむもん 施設長
永田 祐	同志社大学 社会学部 教授
名川 勝	筑波大学
花俣ふみ代	公益社団法人認知症の人と家族の会 副代表理事
牧野 郁子	社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会
水島 俊彦	日本司法支援センター(法テラス)本部 常勤弁護士
三井 克哉	モデル事業実施施設 施設長
森地 徹	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 理事・事務局長
山下 陽子	愛知県弁護士会／今池法律事務所 弁護士
山田 悠平	一般社団法人精神障害当事者会ポルケ 代表理事
山野目章夫	早稲田大学法学学術院教授 弁護士

<賛同団体>

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会
 公益社団法人認知症の人と家族の会
 一般社団法人精神障害当事者会ポルケ
 特定非営利活動法人ユートピア若宮
 社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会
 社会福祉法人津別町社会福祉協議会
 一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会
 一般社団法人あいち生活サポート協会

はじめに「本人の声」を起点とするとは何か

どんな人にも意思(思い)があります。そして、言葉でも、言葉以外の方法であっても本人は何らかの形で自分の思いを伝えようとしています。ただ、言っても変わらない、聞いてもらえないという経験を重ねる中で、もう言わなくなることがあります。

意思決定支援について、本人の意思を尊重すること、本人の声を聴くことの重要性は、これまで繰り返し確認されてきました。しかし、理念として「本人中心」を掲げることと、実際の生活や支援の場面で本人が意思決定の主体であり続けられることとの間には、なお大きな距離があります。

現在実施している「意思決定支援・権利擁護支援場面における経験等に関する調査」の2026年10月8日時点の途中集計では、障害のある本人を対象とした調査のうち、本当に思っていることを周囲の人に言いにくいことについて「よくある」又は「ときどきある」と回答した方は25件(69.4%・n=36)でした。また、一度は希望を伝えたものの、その後言わなくなった経験がある方は19件(52.8%・n=36)で、理由に関する設問では「言っても変わらないと思ったから」が16件(59.3%・n=27)と最も多くなっています。

また、ふだんから本人の側に立って一緒に考えてくれる人がいたらよいと思う方は30件(83.3%・n=36)、必要なときに家族やいつもの支援者とは別の人にも相談できるとよいと思う方は30件(83.3%・n=36)でした。さらに、本人の希望と支援側の考えが異なるときに、本人の側に立ち続ける人と一緒に第三者を交えて話し合える仕組みが必要だと思う方は27件(77.1%・n=35)でした。本人の自由記述にも、「自分のことを冷静に、でも味方の立場で見てくれる人」を求める声、家族や支援者とは異なる人に話を聴いてもらいたいという声が寄せられています。本人の自由記述には、「家族、支援者以外に、聞いてくれる人、居たらいいと思いますが、どのような仕組みを作るのですか？」という問いも寄せられています。

私たちは、この問いに地域の制度と実践で答える必要があると考えます。

私たちが各地で取り組んできた実践では、家族や支援者との関係の中では言い出せなかった本人の希望を、本人の側に立つ人との関わりの中で語る場面がありました。一方で、本人の希望が伝わっても、周囲の支援のあり方が直ちに変わるとは限りません。また、本人の側に立とうとする人自身にも迷いや揺らぎが生じます。

必要なのは、本人から意思を「聞き取る」技術だけではありません。本人が声を上げ、思いを表出したときに、周囲の人や組織がそれに応答し、必要に応じて支援や環境の側が変

わることのできる仕組みです。

「本人の声」を起点とするとは、本人自身が考え、迷い、選び、拒み、選び直すなど、その意思の形成、表明及び実現に向けたプロセスの出発点が本人の思いや心からの希望にあることを意味します。他者の都合から始まるものではありません。

「意思決定支援」は、本人が自律性と主導権を保持しながら意思決定をなし得る状態を支えるための支援の内容や過程に着目する重要な概念ですが、本提言では特にその権利性に着目し、本人が必要な支援を利用しながら、自らの意思、選好及び価値観に基づく意思決定及び法的能力の行使の主体であり続けるための「支援付き意思決定(supported decision-making)」の保障に重点を置いています。

私たちが目指すのは、誰もが、どこに住んでいても、必要な支援を利用しながら、自らの意思、選好及び価値観に基づいて生活を選び、その過程に関与し続けられる社会です。すなわち、生活に関する自己選択を含む「自律性と主導権(チョイス&コントロール)」が保障され、そのための支援付き意思決定の仕組みが整備された社会です。本人の声を起点とし支援・活動の共通基盤として権利擁護支援を位置づけ、地域共生社会の実現を目指す基本計画の理念を、この観点からさらに発展させる必要があります。

本人を一方向的に支援される対象として捉えるのではなく、本人の側に立とうとする意思決定支持者(フォロワー)との関わりを通じて互いを知り、ともに地域で暮らす関係を育むこと、そして本人が自らの経験を伝え、相手の相談に応じるなど、本人とフォロワーが互いに関わり、支え合える関係を育むことが重要です。そのためには、本人が大切にしている関係や地域とのつながりを、本人の意思に基づいて保ち、変え、つくり直せるよう、個人へのサービス提供に加えて、関係やコミュニティを支える視点を制度づくりに取り入れる必要があります。こうした関係が周囲にも広がり、誰もがその人らしく生きられる地域共生社会を目指すことが今、求められています。

この提言は、私たちが各地で意思決定支援に関するモデル事業に取り組んできた経験と、今回寄せられた本人・家族・支援者等の声を踏まえ、第三期成年後見制度利用促進基本計画において、意思決定支援の普及・充実・浸透にとどまらず、本人が必要な支援を受けながら意思決定の主体であり続ける「支援付き意思決定」を地域で実質的に保障するために必要な機能を提案するものです。

1 調査と地域実践から見えてきたこと

私たちは、2022年度以降、日本財団の支援を受け、豊田市を起点として複数の地域で、意思決定支持者(フォロワー)、独立アドボケイト、権利擁護支援委員会等を組み合わ

せた意思決定支援・権利擁護支援モデルの実践を重ねてきました。これらの実践を通じて、本人の声が支援関係の中で表れにくくなること、フォロワー自身の本人の側に立とうとする支持者性も揺らぎ得ること、フォロワーを支える独立アドボカシー機能や第三者的検討機能の仕組みが必要であることが、地域や対象の違いを越えて繰り返し見えてきました。

今回の調査は、こうした約 5 年間の実践の中で見えてきた課題や仮説を、本人、家族、支援者・専門職等の経験と認識から改めて確認し、制度提言につなげるために実施しているものです。なお、本調査は、2026 年 8 月 20 日から開始され、調査の趣旨に関心を持った方が任意に回答する方式による継続中の調査であり、無作為抽出による全国代表性を有するものではありません。

(1) 本人が「言わなくなる」こと＝受け入れているわけではない

今回の途中集計では、本人の 69.4%が本音を言いにくい経験を、52.8%が一度示した希望をその後言わなくなった経験を回答しています。これは、意思決定支援の課題が、本人から意思を「聞き取る」技法だけでは解決しないことを示唆します。本人が何を言っても変わらない、関係が悪くなる、迷惑をかける、わがままだと思われる、と感じる環境・社会的障壁そのものを問い直す必要があります。

本人の沈黙や現状維持を、直ちに本人の意思であると捉えるのではなく、それまでの関係や経験、情報提供のあり方、考えるための時間、コミュニケーション方法、選択肢へのアクセスなどを含めて、本人が意思決定できる状態を支えることが必要です。ここでいう「本人が意思決定できる状態」とは、決定を強いられず、決定しないこと、保留すること、変更すること又は誰かと一緒に考えることを含め、本人の自律性が確保され、意思決定に関する選択肢や可能性が閉じられていない状態を指しています。

そのためには、本人が必要な情報を得て意思を形成するための支援とともに、相互理解と信頼のある関係の中で、その意思や迷いを安心して表明できる土壌を育むことが必要です。

(2) 家族や支援者が本人を大切に思っている、本人の側に立ち続けることには難しさがある

一方、家族・支援者・専門職等を対象とした調査では、本人以外の人による決定が優先された場面を見たことがある方が 116 件(76.3%・n=152)、本人の選択肢が少しずつ狭められているように思う場面がある方が 117 件(77.0%)でした。また、こうした対応を自分自身も行ったことがあると感じる方は 107 件(70.4%)で、不適切かもしれないと思いながら「こういうものだ」「仕方がない」と感じた経験がある方は 97 件

(64.2%・n=151)でした。この結果は、個々の家族や支援者において、意思決定支援のマインドやスキルが足りていないことが原因であると理解すべきではありません。生活を支える責任、安全への配慮、組織上の役割、他者との調整、時間や人員の不足など、複数の責任を家族や支援者等が同時に担うこと自体が、本人の側に立ち続けることを難しくする要因であることを示したものであると理解すべきです。

家族と支援者の回答には違いもあります。家族は「本人の側に立ち続ける人」の必要性を強く感じる一方、自らも本人の決定を後回しにした経験を回答しています。支援者等は、自らの立場や権限によって本人が言いにくくなる構造を比較的強く認識しています。

加えて、同一の組織や人が生活支援、金銭管理、相談、評価・監督等の複数の役割を同時に担うことによる構造上の問題を「強く感じる」「やや感じる」とした方は 91 件 (59.9%・n=152)でした。

私たちは、本人の意思、選好及び価値観を尊重し、本人の希望、迷い、拒否、保留その他の表現を受け止め、必要に応じて本人とともに周囲に本人の声を届け、周囲との意見の相違があっても本人の側に立ち続けることを通じて、本人による意思決定における自律性と主導権を確保しようとする姿勢及び機能を「支持者性」と呼び、それを地域の中で実践しようとする意欲のある市民を「意思決定支持者(フォロワー)」と呼んでいます。しかしながら、この支持者性は、たとえ本人の側に立とうとする意思決定支持者であっても、本人との関係性、これまでの立場・役割、責任、周囲との力関係の中で揺らぎます。だからこそ、誰かを本人の「真の代弁者」に設定しようとするのではなく、支援者、支持者自身も様々な人、仕組みによって支えられ、異なる立場から自らの関わり方を問い直せる仕組みが必要であると考えています。

(3)研修だけではなく「関係と構造」を変える仕組みが必要

研修や意思決定支援の理解促進は不可欠です。しかし、本人の声が届かない理由が、知識不足だけではなく、立場、権限、組織、利益相反性といった構造面や、時間、人員、関係悪化への不安等といった環境面にあるとすれば、研修だけで問題を解決することはできません。

今回の集計では、生活支援やサービス提供を担当する場合に、自分自身が「本人の側に立ち続ける人」になれると答えたのは 44 件(29.1%・n=151)にとどまり、「時と場合による」84 件(55.6%)、「難しい」12 件(7.9%)を合わせて 96 件(63.6%)でした。この 96 人を対象とした理由と改善策の設問には、それぞれ 94 人が回答しました。その理由として、「支援者や事業者の意向が強く働きやすい」44 件(46.8%・

n=94)、「支援を行う側の組織に属していると様々な制約があり動きにくい」40件(42.6%)、「役割や立場が制度上定められておらず、あいまい」27件(28.7%)などが挙げられています。改善策として、独立した立場の専門員が本人や「本人の側に立ち続ける人」を支えること48件(51.1%)、研修と継続的な学び39件(41.5%)、第三者性のある機関による確認・調整・介入38件(40.4%)、役割と行動原則の明確化36件(38.3%)が挙げられています。既存の支援者への研修だけでなく、本人の側に立つ役割を生活支援・サービス提供の役割と区別して確保し、その活動を専門的・第三者的な検討機能で支える必要性が示唆されます。

(4) 介護・福祉サービス以外でも埋もれがちな本人の声がある

本人を対象とした調査の自由記述には、介護・福祉サービスの場面だけでなく、就労、学校、医療、行政窓口などで意見を伝えることの難しさや、合理的配慮を求めることの難しさが記されています。地域の意思決定支援・権利擁護支援は、福祉サービスの利用場面だけに閉じた仕組みではなく、本人の生活全体を視野に入れる必要があります。

(5) 地域が違って共通して必要な機能

私たちが関わってきた地域実践では、人口規模や既存資源、実施主体が異なっても、本人の日常に近い人だけでは本人の声が届きにくい場面があること、本人の側に立とうとする人自身にも迷いや揺らぎが生じること、その人を支える独立アドボケイトの視点や、必要に応じて現在の関係者による支援の在り方を問い直し、状況を動かすための仕組みが必要であることが共通して見えてきました。

また、仕組みを専門職だけで設計するのではなく、本人・障害のある当事者がその企画、実施、評価、見直しに継続的に参画・協働することの重要性も明らかになっています。こうした共通機能を地域の実情に応じて実装することが必要です。

(6) 制度の利用や終了によって本人の側に立つ関係を途切れさせない

成年後見制度の利用前・利用中・終了後を通じて、本人の生活と意思決定は続きます。例えば、後見人等が担っていた相談や調整が終了する際、生活支援や金銭管理のサービスが確保されていても、本人の側に立って一緒に考え、本人とともに希望や異議を周囲に届ける人が確保されているとは限りません。本人の支援付き意思決定を維持・確保するためには、本人の生活基盤を支えるサービスと、本人の側に立ち続ける意思決定支持者及びその活動を支える仕組みの双方を確保する必要があります。

そのため、後見等の終了後の受け皿を、生活支援や金銭管理の引継ぎだけで捉えるのではなく、本人と意思決定支持者(フォロワー)との関係性、独立アドボカシー機能へ

のアクセス、第三者的検討機能を含めて整えることが重要です。そして、制度利用の有無が変わっても、本人が必要な支援を受けながら意思決定の主体であり続けられるよう、地域の支援の連続性を保障する必要があります。

2 私たちが提案する基本的な考え方

以下に示す基本的な考え方は、今回の調査結果に加え、2022年から開始された豊田市でのモデル事業以降、各地域で積み重ねてきたフォロワー、独立アドボケイト、権利擁護支援委員会等の実践、本人・家族・支援者との対話、全体委員会における継続的な検討を通じて形成されてきたものです。今回の調査結果は、そうした実践知を改めて検証し、第三期基本計画に向けた制度提言として整理するための重要な材料の一つです。

(1) 本人の声を起点にする

支援者側で支援方針を固めた後に本人へ説明し、同意を求めることを意思決定支援としないことが重要です。相談、アセスメント、支援方針の検討、チーム形成、モニタリング、見直しの各段階に、本人が理解できる形で参加できることを基本とすべきです。本人が決めないこと、迷うこと、いったん決めたことを変えることも含め、本人が過程に関与し続けられることを保障する必要があります。

(2) 「本人の側に立ち続ける機能」を、生活支援・サービス提供とは区別して確保する

本人の日常生活を支える人、家族、相談支援を担う人、金銭管理を担う人、成年後見人(補助人)等は、それぞれ重要な役割を担っています。しかし、それらの役割には固有の責任や制約があります。したがって、既存の支援者の努力だけに「本人の側に立ち続ける」という支持者性を委ねるのではなく、生活支援やサービス提供とは異なる位置から、本人と継続的に関係を築き、本人が考え、伝え、選び直すことを支える機能を地域に確保する必要があります。専門性や研修によって意思決定支援の質を高めることは重要ですが、生活支援・サービス提供に伴う役割上の責任や制約を、それだけで解消できるわけではありません。本人が支援内容への異議や別の希望も表明できるよう、既存の支援関係とは異なる立場から本人の側に立つ人との関係を確保することが必要です。

そのような担い手は、必ずしも特定の専門職資格を有する者に限定されるべきではありません。本人の願いや日々の暮らしに関心を寄せ、本人とともに考え、行動する地域住民や、同じ生活者としての視点・経験をもつ人(ピア)を含む多様な人が参加できることが重要です。同時に、「本人の側に立ち続ける」という支持者性は、役割を与えさえ

すれば全うできるものではありません。本人との関係が深まるほど心配や葛藤が生じ、周囲との関係や自らの価値観の影響を受けることもあります。意思決定支持者(フォロワー)がその揺らぎに気づき、本人との関係を問い直しながら関わり続けられるよう、継続的な学び、相談、振り返りを支える仕組みが必要です。私たちは、このフォロワーへの伴走的支援を担うとともに、意思決定支持者とは別の独立した立場から、必要に応じて本人に直接関わり、本人とともに声を届ける役割を担う人を「独立アドボケート」と呼んでいます。

本人が大切な意思を表明できるかどうかは、相手との関係にも左右されます。市民がフォロワーとして本人と出会い、互いを知っていくことは、本人が希望や迷い、異議を安心して口にできる土壌となります。

(3)異なる立場から支援の在り方を問い直せる仕組みをつくる

本人の側に立とうとする意思決定支持者(フォロワー)を一人置くだけでは十分ではありません。その人自身が本人を理解したつもりになったり、周囲との関係の中で発言しにくくなったりする可能性もあるからです。また、独立アドボケートも、本人の「本当の意思」を見抜ける絶対的な存在ではありません。本人のことを一番理解しているのは本人であり、誰も本人を完全に理解することはできませんし、自らの立場や価値観から完全に自由でもないことを前提にする必要があります。

だからこそ、本人、本人の側に立つ支持者、独立アドボケート、生活支援・サービス提供者、相談支援従事者、専門職、行政等の異なる立場から、本人の声を起点として互いの理解や関わりを問い直すことのできる仕組みが必要です。私たちは、これを本人の「支援付き意思決定」をより確実に保障するための「相互牽制機能」と捉えています。相互牽制は誰かを監視し処罰することを目的としたものではなく、事業者や支援者だけを対象とするものでもありません。誰しも本人の側に立とうとする支持者性が揺らぐことを前提に考えれば、意思決定支持者や独立アドボケートもまた牽制の対象となります。本人の声が特定の人との関係性や1つの組織の中で消えてしまわないよう、支援者とは異なる視点から本人と相対し、そこで感じた喜びや違和感を本人とともに周囲に伝えていくための重要な仕組みです。

(4)本人、家族、支援者等の声を、それぞれの声として大切にする

家族は本人の生活歴や価値観を理解する重要な存在であり、家族自身にも固有の生活、負担、不安、希望があります。支援者・専門職にも、本人との関わりの中で得られる重要な知見があります。

同時に、本人の意思・選好・価値観と、家族や支援者等の意向を同一のものとして扱

わないことも重要です。本人の声、家族の声、支援者等の声をそれぞれ可視化し、異なる場合にもどれか一つに統合してしまうのではなく、本人が意思決定の主体であり続けられるよう対話と調整を行うことが必要です。

3 第三期基本計画に求める 5 つの提言

以下の提言では、本人の支援付き意思決定の保障に当たって、国に基本計画への明記、共通原則・標準的枠組み、財政措置及び全国的な評価・法制度の検討を、都道府県に広域的人材育成、人材の確保・派遣及び市町村への支援を、市町村に本人が利用できる地域の仕組みの整備、継続支援及び関係機関とのネットワーク構築を求めます。なお、本提言における「市町村」には、特別区を含みます。

提言 1 「支援付き意思決定」の保障を、地域の権利擁護支援の共通基盤として明記すること

1. 国は、第三期基本計画において、これまで進められてきた「意思決定支援」の普及・充実にさらに進め、本人が必要な支援を受けながら、自らの意思、選好及び価値観に基づいて、自らの生活について意思を形成し、表明し、決定し、必要に応じて決め直し、意思決定及び法的能力の行使の主体であり続けられることを「支援付き意思決定」として位置づけ、地域の権利擁護支援の共通基盤として明記すること。
2. 国、都道府県及び市町村は、本人が支援プロセスを理解し、本人自身が会議や検討の場に参加できるよう、本人への情報提供、コミュニケーション支援、十分な時間、参加方法の工夫等を保障すること。
3. 国、都道府県及び市町村は、本人が意思を形成し、表明するために、分かりやすい情報提供に加え、見学、体験、試行等を通じて、自らの希望や選好を確かめられる機会を保障すること。選択肢を既存のサービスや支援側が対応できる範囲に限定せず、本人の関心や希望を起点に広げること。また、こうした経験をするかどうかも本人の意向を尊重し、経験を通じて気持ちが変わること、試した結果やめること、選び直すことを尊重すること。
4. 国、都道府県及び市町村は、地域の権利擁護支援に関わる支援者、専門職、事業者、行政職員、地域住民等への研修において、本人の意思・選好及び価値観を起点とする支援付き意思決定の考え方を共有し、自らの価値観や役割、権限が本人の意思決定に及ぼす影響を振り返る内容を取り入れること。研修の企画及び実施には、当事者が講師や研修パートナーとして参画し、自らの経験や視点を伝え、ともに研修をつくれるよう、必要な支援、合理的配慮及び報酬を確保すること。

5. 国、都道府県及び市町村は、支援付き意思決定の保障を、介護保険サービス、障害福祉サービス等の個別制度内の支援に限定せず、本人の地域生活全体を支える権利擁護支援の共通基盤として位置づけること。

提言 2 「支持者性」の概念を権利擁護支援の横断原則として明記し、本人の側に立つ意思決定支持者を確保するための施策を講じること

1. 国は、「支持者性」(本人の意思、選好及び価値観を尊重し、本人の希望、迷い、拒否、保留その他の表現を受け止め、必要に応じて本人とともに周囲に本人の声を届け、周囲との意見の相違があっても本人の側に立ち続けることを通じて、本人による意思決定における自律性と主導権を確保しようとする姿勢及び機能)の概念を権利擁護支援の横断原則として第三期基本計画に明記し、これを確保するための施策を講じること。
併せて、支持者性は、意思決定支持者に限らず、本人の側に立って関わる人に共通する原則であり、生活支援、金銭管理、入院・入所手続、成年後見制度を含む諸制度の利用・終了等を含む、日常生活及び社会生活の各場面において確保されるべきであることを明記すること。
2. 国、都道府県及び市町村は、本人と継続的に関係を築き、本人が考え、迷い、伝え、選び直す過程をともに支える意思決定支持者又はこれに相当する支持者性のある存在を、提言 3 に掲げる独立アドボカシー機能及び第三者的検討機能と一体として実装し、権利擁護支援の展開に当たり必要な「相互牽制機能」を地域ごとに確保すること。
3. 国、都道府県及び市町村は、担い手を特定の専門職に限定せず、地域住民、ピア、市民後見人養成研修修了者等を含む多様な人材が参画できる仕組みを検討するとともに市民による意思決定支持者の確保と継続的な活動支援を図ること。
4. 国、都道府県及び市町村は、本人との関係性を重視しつつ、本人の側に立とうとする支持者性が揺らぎ得ることを前提に、意思決定支持者(フォロワー)の役割、行動原則、守秘、利益相反への対応、交代・終了等の基本的なルールと、支持者自身が相談・振り返りを行える支援体制を整備すること。その際、本人が必要な情報の提供と支援を受けながら意思決定支持者を選び、その変更又は関係の終了を求められることを保障すること。また、本人に関する情報の共有は、本人への説明と意思確認を基本とし、本人が知らないところで必要以上に情報が共有されないよう、共有の目的、範囲及び共有先を必要な範囲に限定すること。
5. 国は、一般的な意思決定支援研修に加え、意思決定支持者が地域で実際に活動するための標準的な養成プログラム及び継続的なフォローアップの枠組みを示すこと。併せて、国及び都道府県は、意思決定支持者としての立場、支持者性を踏まえた行動原則

及び地域での実践方法を学ぶ標準的な研修内容を整理するとともに、その研修を地域で企画・実施し、実践への助言を行うことのできる講師及び都道府県ごとの研修アドバイザーを確保する等、養成及び派遣の仕組みを整備すること。

6. 国、都道府県及び市町村は、意思決定支持者の養成・継続研修において支持者性を育むため、支持者としての役割、支持者性、独立性及び提言 3 に掲げる機能の重要性を理解し、実践に即して自らの関わりを振り返る内容を取り入れること。これらの養成・継続研修においても、当事者が講師や研修パートナーとして参画できるよう、必要な支援、合理的配慮及び報酬を確保すること。併せて、地域での実践、独立アドボケイト等による伴走、事例に基づく振り返りを一体として進めること。
7. 国、都道府県及び市町村は、入院者訪問支援事業、意見表明等支援事業、介護サービス相談員派遣等事業等の既存の取組との間で、各事業の対象、目的、活動内容及び独立性の差異を踏まえながら、それぞれに共通して必要となる支持者性の概念を整理し、本人が、支持者性を有する意思決定支持者(フォロワー)を選べるよう、その担い手の養成・交流を進めること。

提言 3 支持者性、独立アドボカシー機能及び第三者的検討機能を確保し、支援付き意思決定を確実に保障するための相互牽制機能を地域に整備すること

1. 国、都道府県及び市町村は、本人自身が家族・支援者等とは異なる相手に直接話せるよう、また、本人の側に立つ意思決定支持者が孤立しないよう、意思決定支持者とは別の立場から独立して本人に直接関わり、必要に応じて、本人の意思・選好及び価値観を踏まえて、本人の側に立ち、本人とともに声を届ける独立アドボカシー機能へのアクセスを、すべての地域において確保すること。
2. 国及び都道府県は、提言 2 に掲げる既存事業との実践面での連携を支えるため、各事業の対象、目的及び活動内容の違いを踏まえつつ、独立アドボケイト等の担い手の確保、研修及び支持者性を支えるスーパービジョン等について共通の基盤を整備し、分野を超えて独立アドボカシー機能を確保できる体制を構築すること。
3. 国及び都道府県は、体制整備アドバイザーや権利擁護支援総合アドバイザー等に加え、独立アドボカシーの促進を担う人員を少なくとも全都道府県において確保すること。
4. 国は、独立アドボカシー機能を担う独立アドボケイトが、サービス提供、金銭管理その他本人との間に利益相反を生じ得る存在から独立性を保てるよう、最低限の原則を示すこと。

5. 国は、意思決定支持者が本人との継続的な関わりの中で支持者性を確保・維持するため、独立アドボケイトについて市町村又は複数市町村の圏域への配置を標準とすることを第三期基本計画に明記すること。併せて、国及び都道府県は、人口の少ない地域など、市町村単独での確保が困難な場合には、都道府県単位の独立アドボケイト又は人材プールを整備し、派遣等を通じて本人への直接の関わりと意思決定支持者への伴走的支援を確保すること。
6. 国及び都道府県は、独立アドボケイトの養成・継続研修に当たって、本人への直接の関わりと意思決定支持者への伴走的支援、必要な独立性、守秘、支持者性を理解し、実践に即して自らの関わりを振り返る内容を取り入れること。加えて、これらの養成・継続研修においても、当事者が講師や研修パートナーとして参画できるよう、必要な支援、合理的配慮及び報酬を確保すること。
7. 国、都道府県及び市町村は、それぞれの役割に応じ、本人の声が支援の中で十分に反映されるよう、独立した立場から状況を確認し、関係者間の対話・調整を促す第三者的検討機能を確保すること。その際、市町村は、地域権利擁護相談支援センター等が、本人及び意思決定支持者をこの機能につなぎ、必要な調整を行える体制を整備すること。加えて、関係性の濫用や権利侵害が疑われる場合には、本人の意思及び選好を聴き続けながら、必要に応じて権限を有する機関による対応へ確実につなぐための体制を整備すること。
8. 国は、本人と意思決定支持者を支える上記の仕組みを、異なる立場が互いの限界を補い、本人の支援付き意思決定をより確実に保障するための相互牽制機能として位置づけること。この相互牽制の対象には、生活基盤サービス事業者だけではなく、そのほかの支援者、意思決定支持者や独立アドボケイト自身の関わり方も含めること。

提言 4 成年後見制度の利用前・利用中・終了後を通じて、本人の意思・選好及び価値観を踏まえた支援と本人の側に立つ支持者性及び相互牽制機能のそれぞれが途切れない地域の仕組みをつくること

1. 国、都道府県、市町村、地域権利擁護相談支援センター及び専門職団体等は、成年後見制度の利用の有無を先に決めるのではなく、本人の声を起点に必要な支援を組み立て、制度利用が必要な場合にも、本人の支援付き意思決定を支える地域の仕組みとの関係を切らないこと。
2. 国、都道府県、市町村、地域権利擁護相談支援センター及び専門職団体等は、成年後見制度(新たな補助制度)利用中も、本人が必要な支援を受けながら意思決定の主体

であり続けられるよう意思決定支援と地域生活の支援を継続し、同制度の利用の必要性がなくなった場合にも地域の支援へ円滑に移行できるようにすること。

3. 国、都道府県及び市町村は、成年後見制度(新たな補助制度)への移行・利用終了の際、本人自身が理解できる方法で参加しながら、本人の生活基盤に関わる支援と本人の側に立つ支持者性の双方が、本人への権利擁護支援の仕組みとして確保されているかを確認すること。その際、同制度の利用前、利用中に関与していた意思決定支持者との関係性、独立アドボカシー機能へのアクセス、相談支援従事者、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業その他の地域資源とのつながりを、本人の意思及び選好に基づいて維持、確保できるよう、地域権利擁護相談支援センター等の調整機能を明確にすること。
4. 家庭裁判所、地域権利擁護相談支援センター及び専門職団体等は、相互に連携し、成年後見制度(新たな補助制度)利用終了前の段階から、後見人等と、意思決定支持者、独立アドボケイト及び第三者的検討機能を有する機関がそれぞれの視点をもって本人の支援付き意思決定を支える取組を促進すること。

提言 5 当事者協働を基盤に、人材の育成・財源の確保及び評価の仕組みを整え、支援付き意思決定を保障するための法的枠組みの検討を進めること

1. 国、都道府県及び市町村は、それぞれの施策及び地域権利擁護相談支援センター等の取組において、本人・当事者を単に意見聴取の対象とするのではなく、権利擁護支援に関する仕組みの企画、実施、評価及び見直しの各段階に継続的に参画し、協働できる仕組みを設けること。その際、参画の方法は、本人・当事者が制度利用者、意思決定支持者又は独立アドボケイトの役割を担うことに限定せず、研修の企画・実施、地域のケースレビュー、評価及び改善への参加等、多様な形を確保すること。
2. 国、都道府県及び市町村は、意思決定支援を担う地域人材と、これを支える独立アドボカシー人材の養成・継続支援を進め、活動に必要な時間、費用、報酬、相談先等を確保すること。加えて、養成研修の修了だけでなく、地域での活動開始後も、相談、事例検討、継続研修を受けられる体制を確保すること。
3. 国及び都道府県は、これらの取組に必要な予算と共通の枠組みを確保すること。加えて、市町村単独では確保が難しい機能について、都道府県による広域的な人材育成、専門的支援、バックアップを位置づけること。その際、意思決定支持者の標準的な養成研修と、独立アドボケイト等による継続的な伴走・事例検討・当事者参画を組み合わせた体制を整備する自治体等に対し、既存の補助事業における加算その他の重点的な財政支援を検討すること。加えて、市町村は、地域の実情を踏まえつつ、必要な相互

牽制機能を実装し、本人が継続かつ安心して権利擁護支援に関するサービスを利用できる体制を整備すること。

4. 国、都道府県及び市町村は、意思決定支援研修の受講者数だけでなく、本人が聴かれたか、理解できたか、参加できたか、異議や変更希望を表明できたか、本人の意思・選好・価値観が支援方針にどのように反映されたか等、支援の質とプロセスを評価するための枠組みを設けること。
5. 国は、第三期基本計画の期間中において、支持者性、独立アドボカシー機能、第三者的検討機能の整備工程を示し、かつ、国、都道府県及び市町村の役割分担を明確にすること。加えて、当事者との協働により実施状況を中間評価し、本人の利用経験、地域間の格差及び必要な支援にアクセスできない状況を把握・公表するとともに、その結果を施策及び財政措置の改善に反映すること。
6. 国、都道府県及び市町村は、地域差や本人の経済状況によって支援付き意思決定や独立アドボカシー機能へのアクセスが左右されないよう、必要な公的財政措置を講じること。
7. 国は、第三期基本計画の期間中に、支援付き意思決定を保障し、権利擁護支援を安定的かつ持続的に実施するための法的枠組みの検討を進めること。将来的な法制化も視野に入れ、本人が必要な支援を受けながら意思決定の主体であり続ける権利と、本人参加、情報・コミュニケーション支援、十分な時間、拒否・保留・変更を含む意思決定支援プロセスを保障すること。併せて、本人の側に立とうとする支持者性、独立アドボカシー機能、第三者的検討機能等の役割、必要な独立性及び利益相反への対応と、持続可能な公的財政基盤の法的な位置づけを検討すること。

4 地域実装について―「権利保障は全国共通、実装の方法は地域ごとに多様」を基本とする

私たちは、支援付き意思決定の保障は、住む地域によって左右されてはならないと考えます。他方で、そのための具体的な仕組みを全国一律の「型」として導入することを求めるものでもありません。地域によって人口規模、既存の社会資源、当事者活動、相談支援体制、社会福祉協議会や専門職団体との関係は異なるからです。

したがって、国は、本人が必要な支援を受けながら意思決定の主体であり続けられるという権利保障と、そのために最低限必要な機能を全国共通の基盤として示しつつ、具体的な実施主体、組織形態、連携方法については、地域の実情や既存の社会資源を踏まえた多様な実装を可能とすべきです。少なくとも次の機能が、どの地域でも確保されることを

求めます。

- 本人が自らの意思・選好・価値観を形成し、表明し、変更できるための支援
- 意思決定支持者との継続的な関係と、その支持者性を支える仕組み
- 本人と直接関わり、意思決定支持者をも支えながら、本人の声が届いているかを独立した立場から問い直す独立アドボカシー機能
- 必要な場合に、関係者の対話・調整や権利擁護支援につなぐ第三者的検討機能
- 本人・当事者が地域の仕組みそのものの設計と評価に参画する仕組み

私たちが各地で試行している意思決定支持者(フォロワー)、独立アドボケイト、権利擁護支援委員会等の仕組みは、これらの機能を具体化する一つの実践例です。その成果と課題は別冊資料において示し、他地域の実践とともに検証可能な形で共有します。

本提言の考え方について、認知症施策をはじめとする関連施策や市町村の計画にも接続し、地域で具体化することを望みます。地域ごとの実施方法の違いを認めつつも、支持者性や独立性等の中核原則が実践の中で保たれているかを、本人・当事者の参画を得て個別事例から継続的に検証し、養成内容や運用の見直しにつなげることが必要です。

5 現在の国の論点整理との関係

2026年9月25日の第22回成年後見制度利用促進専門家会議に示された「ワーキング・グループの議論を踏まえた論点整理」(資料8)では、「本人の声」を起点として意思決定支援が行われるべきこと、地域住民や当事者の参画、本人の意向・選好及び価値観を共有する方策、支援者とは異なる相互牽制的な立場での意思決定支援など、意思決定支援をより確実に確保する仕組みが論点として掲げられています。また、当事者の参画・協働による地域権利擁護相談支援センターの意思決定支援機能の向上、制度利用終了後の地域の受け皿、支援の質・機能を評価する観点も論点化されています。

私たちは、これらの方向性を重要な前進と受け止めます。その上で、第三期基本計画では「意思決定支援の普及・啓発」にとどまらず、本人が必要な支援を受けながら意思決定の主体であり続けられる「支援付き意思決定」を権利擁護支援の基盤として明確に位置づけ、その実質的な保障のために、本人の側に立つ支持者性、独立アドボカシー機能、第三者的検討機能を備えた相互牽制機能を、地域で実装可能な機能として具体化し、担い手、財源、当事者参画、評価まで含めて位置づけることを求めます。

さらに、これらを基本計画上の施策にとどめることなく、実践と検証を重ねながら、本人の支援付き意思決定を権利として保障し、各主体の役割と必要な独立性、意思決定支援のプロセス及び必要な財政基盤を安定的に確保するための法的枠組みについて、第三

期基本計画の期間中から検討を進めることを求めます。

おわりに「私の人生の主人公は、私」を地域で保障する

意思決定支援は、本人の希望をすべてそのまま実現することでも、周囲が責任を負わなくてよいということでもありません。また、家族や支援者、専門職の知見を否定するものでもありません。

大切なのは、本人が支援を受ける存在である前に、自らの人生を生き、考え、迷い、選び、関係をつくり直していく主体であることです。周囲が本人を大切に思うほど、時に「本人のため」という判断が本人の声を覆ってしまうことがあります。そして、本人の側に立とうとする支持者の支持者性も、常に揺らぎ得ます。だからこそ、個人の善意や特定の「正しい人」だけに委ねず、本人の声を聴き続け、異なる立場から問い直し、必要に応じて支援や環境の側が変わることのできる仕組みが必要です。

第三期成年後見制度利用促進基本計画が、新たな補助制度を含む成年後見制度を利用する人だけの計画ではなく、誰もが必要な支援を受けながら意思決定の主体であり続けられる「支援付き意思決定」を地域で実質的に保障し、本人の自律性と主導権を支える計画となることを、私たちは求めます。

以上

【別冊】第三期成年後見制度利用促進基本計画に向けた提言

2026 年 10 月 27 日

一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)

本別冊の位置づけと編集方針

本別冊は、提言書本文に併せて提出する資料編です。

本文が国に求める五つの提言について、なぜそれが必要なのか、地域でどのように試行されてきたのか、何がお制度的な課題として残っているのかを、アンケート調査と地域実践、及び国の議論と制度上の根拠に即して示すものです。

なお、本別冊が示す地域実践(フォロワー、独立アドボケイト、権利擁護支援委員会等)は、本文提言 5 における将来の法制度において保障されるべき機能——本人の側に立つ支持者性、独立アドボカシー機能、第三者的検討機能、当事者協働、財政基盤等——を、地域で先行的に試行し具体化したものです。個別の実践事例は、シンポジウム及び全体委員会等において既に公表し、提言書・広報等への利用について承諾を得ている範囲で記載しています。非公開の個別ケースは、個別事例としては掲載せず、個人・地域が特定されず具体的な経過を再現しない範囲で、実践から得られた一般的な課題として整理しています。

アンケート調査の数値は、2026 年 10 月 8 日時点(同日 23 時 59 分までに受け付けた回答)の集計値です。

章	内容	関連する提言書本文の箇所
1	調査から見てきたこと(認知症のある本人の声の参考資料を含む)	はじめに、第 1、提言 1・2・3・5
2	地域実践から見てきたこと	第 1(5)、第 4、提言 1～5
3	国の議論と制度上の根拠	第 5、提言 1～5
4	想定される懸念と回答	全体
付録	出典一覧	—

1 調査から見てきたこと

1-1 調査の設計と限界

SDM-Japan は、2026 年 8 月 20 日から「意思決定支援・権利擁護支援場面における経験等に関する調査」を実施しています(Web フォーム、無記名・任意回答。精神障害当事者会ポルケの倫理審査委員会の審査を経て実施。第一次締切 9 月 11 日、第二次締切 9 月 25 日、最終締切 2027 年 2 月 28 日。本別冊の数値は 2026 年 10 月 8 日までに受け付けた回答による)。本人向けは標準版とわかりやすい版の二種類を用意し、両版は同一内容を異なる表現で示したものと合算しています。家族・支援者・専門職等向け票は別票です。なお、調査実施・結果概要は SDM-Japan Web サイト上にて公表しています。

表 1-1 回答状況(2026 年 10 月 8 日時点)	件数	主な属性
本人票(受付数 標準版 25+わかりやすい版 14)	39	精神障害 19 件、知的障害 7 件、発達障害 7 件、認知症 3 件、身体障害 3 件(複数回答、n=36)。東京都が 37 件中 15 件。40～50 代が 20 件(年齢設問 n=39)
家族・支援者・専門職等票	152	支援者・専門職 65 件、家族・親族 52 件、相談支援・権利擁護関係者 15 件、成年後見人等 10 件。念頭に置いた本人は知的障害 121 件、認知症 33 件(複数回答)。愛知県が 137 件中 35 件

表 1-1 回答状況(2026 年 10 月 8 日時点)	件数	主な属性
合計	191	

本人票は受付 39 件ですが、Q3 で回答終了となる標準版 2 件と、Q8 以降無回答のわかりやすい版 1 件があるため、Q8 以降の多くの設問は n=36 です。無回答等により設問ごとに分母が異なるため、各表の n を参照してください。

本調査の限界：回答者は無作為抽出ではなく、調査の趣旨に関心を持った方が任意に回答したものであり、母集団を代表する統計ではありません。本人票は都市部の精神障害のある方、家族・支援者等票は知的障害のある方を念頭に置いた回答が中心で、**認知症・高齢期の領域は、本人票では 3 件にとどまり、家族・支援者票でも念頭に置いた回答は 33 件(21.7%)です**(そのため、認知症のある本人の声については、1-7 で外部資料を参考として参照します)。本人票と家族・支援者等票は、同じ本人について両側から答えたものではありません。仕組みに関する回答は、示された内容への期待や意見であり、利用経験に基づく効果の評価ではありません。

したがって、本章の数値を、障害のある人、家族又は支援者の全体的な傾向として一般化することはできませんが、本章では、今回回答を寄せた方々が報告した経験として示し、本文の提言が答えるべき問いを本人・家族・支援者の言葉で示すものとして用います。

1-2 本人票——「言えない」のではなく「言わなくなる」

表 1-2 本人の経験(本人票、n=36)	「よくある」+「ときどきある」
Q13 本当に思っていることを、周りの人に言いにくいと感じることがある	25 件(69.4%)
Q15 一度は希望を伝えたけれど、その後言わなくなったことがある	19 件(52.8%)
Q9 自分のことなのに周りの人が決めてしまい、自分で決めさせてもらえなかった	15 件(41.7%)
Q8 周りの人から「あなたはどうしたいですか」と聞かれた	23 件(63.9%)※「ほとんどない」「まったくない」13 件(36.1%)

表 1-3 言わなくなった理由(Q16、n=27、複数回答)	件数(%)
言っても変わらないと思ったから	16 件(59.3%)
言っても聞いてもらえなかったから	11 件(40.7%)
言ったことを否定されたり、反対されたりしたから	8 件(29.6%)
相手との関係が悪くなるのが心配だったから	8 件(29.6%)
希望がかなったり、必要な対応をしてもらえたりしたから	9 件(33.3%)

希望を言わなくなる背景には複数の理由があります。そのうえで今回の調査では、**言わなくなった理由として、声が周囲に届かなかった経験が一定数報告されました**(「言っても変わらない」「聞いてもらえなかった」「否定・反対された」)。希望がかなったから言わなくなったという回答は 9 件です。したがって、本人の沈黙や現状維持を、直ちに本人の納得や意思として扱うことには注意が必要です(本文第 1(1))。

※理由の設問(Q16)の回答者 27 人には、希望を伝えた後に言わなくなったことが「ほとんどない」と答えた方も含まれます。

経験した場面(Q17、n=35、複数回答)は、仕事・学校・日中活動が 19 件(54.3%)で最も多く、家族や人との付き合いが 12 件(34.3%)、病院・薬・治療が 10 件(28.6%)、福祉・介護サービスは 7 件(20.0%)でした。本人にとっての意思決定支援の課題は、福祉サービスの枠の外にも広がっています(本文第 1(4)、提言 1)。

1-3 本人票——本人が求めているもの

表 1-4 本人が求める人・仕組み(本人票、n=36)	「そう思う」+「ややそう思う」
Q22 生活の世話やサービスを担当する人とは別に、心だんから自分の側に立って一緒に考えてくれる人がいたらよい	30 件(83.3%)
Q25 必要であれば、家族やいつもの支援者とは別の人も相談できるとよい	30 件(83.3%)
Q26 自分の希望と家族・支援者・事業者の考えが違うとき、自分の側に立ちつづける人と一緒に、第三者を交えて話し合える仕組みが必要	27 件(77.1%、n=35)
Q23 自分のことを話し合う会議や場に、自分自身が参加できることは大切	35 件(97.2%)
Q24 実際に参加したことがある	21 件(58.3%)※「会議があったかどうか分からない」9 件、「参加したことはない」6 件

そばにいてほしい人として最も多く挙げられたのは「話をゆっくり聞いてくれる人」(24 件・66.7%)、次いで「同じような経験をした仲間」と「困ったときに専門的な助言をしてくれる人」(各 16 件・44.4%)でした。

この結果を踏まえると次の三点を指摘できます。第一に、本人は「側に立って一緒に考えてくれる人」だけでなく、**見立てが異なるときに第三者を交える仕組みまでを、自ら 8 割前後の水準で必要と答えています**(本文提言 2・3)。第二に、会議への参加を大切と考える本人はほぼ全員ですが、実際に参加した経験があるのは 6 割弱で、4 分の 1 は自分についての会議があったかどうか分かりません(本文提言 1)。第三に、担い手を地域住民やピアを含む多様な人に開くこと(本文第 2(2)、提言 2)は、本人の希望と一致しています。

引用 Q1(本人票 Q27) 自分のことを冷静に、でも味方の立場で見てくれる人が必要だと思います。それは、障がい者ではなくても人としてそうだと思います。

本文「はじめに」が引くこの声は、家族や支援者とは異なる立場で本人の側に立つ人を、本人自身が求めていることを示しています。

1-4 家族・支援者・専門職等票——大切に思っている、側に立ち続けることの難しさ

表 1-5 家族・支援者等の経験と自己認識(n=151~152)	該当
Q7 本人以外による決定が優先され、本人が決めさせてもらえなかった場面を見た	116 件(76.3%)
Q10 「本人のため」「安全のため」という説明の下で選択肢が狭められている	117 件(77.0%)
Q11 Q7~Q10 のような対応を、自分自身も行ったことがある	107 件(70.4%)
Q18 不適切かもしれないと思っても「こういうものだ」「仕方がない」と感じた	97 件(64.2%)
Q13 自分の立場・権限があることで、本人が率直に言いにくくなる構造がある	106 件(69.7%)
Q15 同一の組織や人が複数の役割を同時に担うことによる構造上の問題を感じる	91 件(59.9%)
Q20 生活支援・サービス提供を担当する場合、自分が「本人の側に立ち続ける人」になれる	「なれると思う」44 件(29.1%)、「時と場合による」84 件(55.6%)、「難しいと思う」12 件(7.9%)

回答者の 7 割が、本人の決定を後回しにするような対応を自分自身も行ったことがあると答え、6 割超が不適切かもしれないと思いながら「仕方がない」と感じた経験を持っています。**この結果は、個々人の意思決定支援への努力不足として解釈すべきものではありません。**生活を支える責任、安全への配慮、組織上の役割、他者との調整を同時に担うこと自体が、本人の側に立ち続けることを難しくします(本文第 1(2))。

※「時と場合による」「難しい」と答えた 96 人を対象とした理由・改善策の設問(Q21-1・Q21-2)の実回答者は、それぞれ 94 人です。表 1-6 の割合は改善策に回答した 94 人を分母としています。

表 1-6 「時と場合による」「難しい」と答えた人が挙げた改善策(n=94、複数回答)	件数(%)
独立した立場の専門員が定期的に本人と「側に立ち続ける人」に面談し支える	48 件(51.1%)
研修と継続的な学びの機会	39 件(41.5%)
第三者性のある機関が活動状況を確認し、必要に応じて調整・介入する	38 件(40.4%)
役割と行動原則を明確にする	36 件(38.3%)

支援者自身が挙げる改善策の最上位は、独立した立場の専門員による定期面談であり、半数を超えています。研修と、第三者性のある機関による確認・調整が、ほぼ並んでこれに続きます。本文第 1(3)が、既存の支援者への研修だけでなく、本人の側に立つ役割を生活支援・サービス提供の役割と区別して確保し、その活動を専門的・第三者的な機能で支える必要性を示唆しているのは、この回答も踏まえてのことです。

1-5 家族と支援者等の違い——誰か一人を「真の代弁者」にしない理由

家族・親族(52 件)と、それ以外の支援者・専門職等(100 件)を分けると差が現れます。以下はいずれも今回の回答者の間に見られた違いであり、家族一般又は支援者一般の特徴を示すものではありません。

表 1-7 家族と支援者等の比較	家族(n=52)	支援者等(n=98~100)
「本人の側に立ち続ける人」が必要	80.8%	54.5%
本人の決定を後回しにする対応を自分自身も行った	73.1%	69.0%
自分の立場・権限があることで本人が言いにくくなる構造を感じる	51.9%	79.0%
角が立つことを心配して必要な意見を言えなかった	40.4%	34.0%
後見終了後の継続支援「必要だが、できていない」	87.8%(n=49)	78.6%(n=98)

今回の回答では、家族は「本人の側に立ち続ける人」の必要性を最も強く感じている一方、本人の決定を後回しにした経験は支援者等と同程度以上にあり、自分の立場が本人を言いにくくさせる構造があるという認識は支援者等より低くなっています。他方、家族は支援者に対して「言えない」経験を、支援者等より高い割合で報告しています。

この傾向からは、二つのことが示唆されます。第一に、個々の行為への自覚は当事者の側から、構造の認識は支援者の側から報告されやすいという可能性です。だとすれば、誰か一人を本人の「真の代弁者」と決めるのではなく、異なる立場が残り、外側から問い直せる構造が必要になります(本文第 2(3)、提言 3)。第二に、家族もまた、意見を言えば支援を失うかもしれないという拘束の下に置かれ得ます。本人の側に立つ仕組みは、生活基盤を失わせない保障と同時に設計される必要があります。

1-6 必要だができていないこと

表 1-8 「必要だが、現在十分にはできていない」(家族・支援者等票)	件数(%)
成年後見制度の利用終了後、地域で継続して本人の意思に沿った生活を支える仕組み	120 件(81.6%, n=147)
生活支援等の担当者とは別に、本人の側に立ち続ける人を地域に置くこと	120 件(80.0%, n=150)
本人の声と支援側の見立てが異なるとき、対話し調整する第三者性のある仕組み	114 件(77.6%, n=147)
本人・当事者が仕組みの企画・実施・評価・改善に実質的に参加すること	112 件(75.2%, n=149)
相談・苦情窓口の整備	94 件(64.4%, n=146)※「おおむねできている」37 件(25.3%)
妨げているもの(複数回答): 人手・時間	113 件(79.0%, n=143)
費用を主に負担すべきなのは公費(国・自治体)	139 件(92.1%, n=151)

表 1-8 の上段四項目では 75.2～81.6%が「必要だが、現在十分にはできていない」と答え、「必要性は低い」は 1 割以下でした。相談・苦情窓口は「おおむねできている」が 4 分の 1 で他項目より高い一方、第三者性のある仕組みは 1 割程度です。既存の苦情窓口があることと、本人の声と支援側の見立てが異なるときに第三者を交えて調整する仕組みがあることは、回答者の認識において別のことです(本文提言 3)。後見終了後の継続支援を「必要だができていない」とする回答が最も高い水準にあることは、本文提言 4 に対応します。

本文第 1(6)と提言 4 は、後見等の終了後の受け皿を生活支援や金銭管理の引継ぎだけで捉えず、本人の側に立つ関係も含めて確保する必要性を示しています。サービスが確保されていても、本人と一緒に考え、本人とともに希望や異議を届ける人がいるとは限りません。終了に先立ち、本人自身が理解できる方法で参加しながら、生活基盤に関わる支援と本人の側に立つ支持者性の双方を確認し、終了後も関係や独立アドボカシー機能へのアクセスを継続できるよう調整することを求めています。

引用 Q4(相談支援・権利擁護関係者)「立ち続ける」ことは自身の揺らぎや誤りもあるので難しいが、そこに接近するように努力することはできる。接近するためにはゆったり本人とのかかわりを持てる時間的、金銭的、人的な余裕が必要。

引用 Q6(支援者・専門職) 全部を叶えるのは良い事ではないと思っています。我々も全部叶って生活をしているわけではない。だからこそ線引きが難しい方々に線引きをちゃんと伝えてあげることが大事ではないかと考えています。

引用 Q6 は、現場からの重要な問いかけです。本提言は本人の希望をすべて実現することを求めるものではありません。求めているのは、本人の声が検討され、沿えない場合にはその理由が本人に分かる形で返り、可能な代替を一緒に探せることです(本文おわりに)。

1-7 参考:認知症のある本人の声からみえること

本調査では、認知症のある本人からの回答が少数であったため、この領域について数量的な傾向を示すことはできません。そこで参考として、さいたま市が本人ミーティング等を通じて収集した当事者意見を参照します¹。これらは SDM-Japan の調査と同一の方法で収集されたものではなく、直接の比較はできませんが、本人が困りごとや希望を言いにくいこと、必要な支援を受けながら自分で決めたいこと、安心して話せる人や場とのつながりを求めることなど、本提言が重視する論点と重なる声がみられます。

「人に迷惑をかけたくない。だから(困っている事はあるけど)言えない。」

「できない事だけフォローして！」

「やれることは自分で、やれない事は助けてもらえばいい。それしかない」

「どうしたらいいかな？素直に言える場所が必要」

このほか、認知症と知られることによる不利益への不安から言えないという声、「見栄を張らずに自分を表現できる」場が大切だという声、仲間との出会いによって「やりたいことがどんどん出てきている」という声が記録されています。困りごとがあっても言えないこと、本人の主導権を残した支援へのニーズ、安心して話せる人と場へのニーズ、他者とのつながりによって選択肢が再び広がることは、本人票の回答(表 1-2～1-4)及び第 2 章の地域実践と重なる論点です。

2 地域実践から見えてきたこと

SDM-Japan は、日本財団の支援を受けて、2022 年度から豊田市において国のモデル事業に参画し、2025 年 1 月から鶴ヶ島市、2025 年度から津別町、相模原市(かながわ共同会)、2026 年 7 月から文京区において、各地域の関係者とともに、意思決定フォローを中心とする実践に取り組んでまし

¹ さいたま市「令和 8 年度第 1 回認知症の人にやさしい地域づくり推進委員会」資料 別紙 1「当事者意見一覧」(本人ミーティング(認知症フレンドリーまちづくりセンター・若年性認知症サポートセンター)及び認知症ピアサポーター活動支援事業意見収集報告書に基づく)。同委員会は 2026 年 7 月 10 日開催。引用箇所は別紙 1 の p.7、p.10～12。

た。本章では、2022～2026 年度の実践で本人と地域に何が生まれ、それを続けるために何が必要だったのかを示します。

2-1 本人に何が起き、周囲はどのように気づいたか

(1)言わなくなっていた希望が、本人の言葉として戻ってくる

豊田市のモデル事業では、3 年間で 7 ケースに取り組みました。そのうちの一人は、経済的に困窮し、何か欲しいという意思を伝えることを躊躇したり諦めたりする方と聞かれていた認知症のある高齢者です。訪問が始まった当初、この方はフォロワーには「祭りに行きたい」と伝えられたものの、施設の人には言い出せませんでした。フォロワーは何度か伝えることを勧めましたが言い出せず、フォロワー自身も諦めかけました。およそ 4 か月を要して本人の口から施設の人に伝えることができ、祭りに行くことができました。その 1 年後、再び祭りの話が出たときには、フォロワーが勧めなくても、本人から躊躇することなく施設の人に伝え、外出することができました(第 3 回意思決定支援実践シンポジウム・豊田市よりそい支援課報告)。

市の担当者は変化を次のように整理しています。導入前、本人たちの言葉は「〇〇だけど、そうしない」という形をとっていました。服は出されたものを着る。自分から着たい服を言わない。言われるままにした方がスムーズに過ごせる。それが、月 2 回の訪問を半年から 1 年重ねる中で、「もう来なくていいよ」は「また来ていいよ」に、「〇〇だけど、そうしない」は「〇〇したい」に変わっていきました(同)。

他の地域でも同種の変化が確認されています。鶴ヶ島市では、諦めていた編み物を再び始めた方がいます。きっかけはフォロワーにプレゼントしたいという気持ちで、そこから買い物にも行きたくなるという連鎖が生まれました(2025 年度意思決定支援実践シンポジウム・鶴ヶ島市社会福祉協議会報告)。津別町では、市民後見人のフォローアップ研修での事例検討から、参加していた町民 2 名が「本人の話を聞きに行こう」と月 1 回の訪問を始めました。本人は毎回訪問を楽しみにし、昔の話や大切にしている本・映画の話をし、得意なハーモニカを披露することもありました(第 3 回シンポジウム・津別町社会福祉協議会報告)。

ここで注目しているのは、希望の実現だけではありません。希望を自分の言葉で、自分の判断で、支援する人に向けて伝えられるようになったことです。豊田市の祭りのケースでは、1 年目、本人は自分の町の山車を見ることができず、涙を流しました。それでも市社会福祉協議会の担当者は「物語は動いた」と述べています(第 3 回シンポジウム)。

(2)本人の側に立つ人がいることで、「言えなかった理由」が見えてくる

豊田市の別のケースでは、グループホームから一人暮らしへ移行する方に事業を導入しました。本人と事業所の付き合いは長く、事業所の側は「お互いに何でも言い合える仲」だと考えていました。しかしフォロワーとの対話の中で、本人から「実は相談員の話し方が早いため、よく理解できていなかった」と語られました。言えなかった理由は「こんなことを言うと、相談員の気を悪くするのではないか」というものでした(第 3 回シンポジウム)。

市の担当者はこの経験を、信頼関係が構築されている間柄であっても、支援する人とされる人という関係性であるからこそ言い出せないことがあると整理しています。同じ事業では、65 歳を迎えて介護保険サービスへの移行を検討する会議において、本人の意思に沿って考えようとして開かれた会議であったにもかかわらず本人が話せず、後日、本人から相談員に「思いを言えなかった」と伝えられたケースもありました。事業所はこれを受けて、「事業所という立場で話をしたことが、本人に言われたようにしなければいけないと思わせてしまったのではないか。本人の思いに寄り添う第三者の存在が必要であると痛感した」と述べています(同)。

本人を中心に据えた会議を開くことと、本人がその場で語れることは、同じではありません。これは意思決定支援の手続を整えるだけでは届かない領域です(本文提言 1)。

(3)周囲の支援者・事業者の側にも変化が生まれる

変化は本人の側だけに起きたものではありません。

豊田市の市担当者は、3 年間を振り返って次のように述べています。「この事業の取り組みを通して 1 番に感じたことというのが、私たち支援者の思考が、本人の意思決定を優先するのではなく、本人のための最善の支援を考える思考になっているということでした」。支援者の目から見ると本人の意思は無駄に見えたり、遠回りに見えたりする。だから最善を選択してあげたくなる。「この、してあげたくなる、という気

持ちが、そもそも場合によっては本人の意思と離れてしまうかもしれないと感じることができました」(第3回シンポジウム)。

強い拒否があり、事業所が必要なケアをやや強引に行わざるを得ない状態が続いていたケースでは、フォロワーの丁寧な聞き取りを目的にしたりしたことが、事業所が自らのケアのあり方を考え直すきっかけとなりました。ただしこのケースでは、本人の拒否的な状況は続いており、ケアのあり方に大きな変化は生じていません(同)。変化は常に起きるものではありません。

かながわ共同会・津久井やまゆり園では、事業の導入にあたって、事業者自身が9年間の意思決定支援の実践を通じて見えた課題を次のように整理しています。サービス提供者の行う意思決定支援には危うさがあること。利益関係によるパターンリズムや代理代行決定が優先されてしまう場面があること。実践される意思決定支援が支援者のスキルに依存してしまっていること。支援者(施設)ができることと本人のことができることが一緒になってしまっていること(2025年度シンポジウム・かながわ共同会報告)。この認識から、第三者性の担保を目的として、事業者自身の判断でフォロワー事業が開始されました。

津別町では、社会福祉協議会の職員自身が次のように語っています。「ご本人のため、ご本人のことを思ってということをやっているんですけど、私たちの専門性とか権限だとか、そういったものを使うと、ご本人の思いが消えてしまう」「よかれと思ってるんですけど、私たちが専門性とか権限だとか、そういったものを使うと、ご本人の思いが消えてしまう」「よかれと思ってるんですけど、本当、よかれと思ってるんですよ。でも本人にしたら、全然、よくないんですよ」(報道番組における津別町社会福祉協議会職員の発言)。

豊田市の行政担当者、かながわ共同会という事業者、津別町の社会福祉協議会職員という、立場の異なる三者が、それぞれ独立に同じ認識に到達しています。善意と専門性があることと、本人の声が守られることとは、別のことだという認識です。

(4)地域住民・当事者が関わることで生まれる変化

フォロワーの多くは、専門職ではない地域住民です。豊田市では、フォロワーとして活動した方が「この事業は、専門性ではなくて、関係性の中で生まれてくるものです」と述べています(第3回シンポジウム)。

フォロワー自身の変化も確認されています。豊田市では、当初は自分の価値観で「こうすべき」と考えていたフォロワーが「ものの見方がすごく多角的になった」と語り、鶴ヶ島市では、フォロワーが担当ケース以外の活動の中でも「ご本人どう思っているかなっていうのを気がついた」と述べています(第3回・2025年度シンポジウム)。

かながわ共同会では、フォロワーとして活動する方が自らの立場を次のように語っています。「今までは支援者って役割だったり、後見人って役割だったり、オンブズマンだったりの役割で。それがフォロワーって役割がないんですよ。立ち位置がないっていったら立ち位置がない。その分、あなたにとって私はどんな存在なんだろうっていうのをいつも考えながら、表情を見たり、言葉のトーンを聞いたりしながら自問自答する存在かなと思ってます」。もう一人は、言葉が出ない方を担当し、「月1回しかお邪魔できないので、年単位で関わっていかないと、今の利用者の方を知ることはできないと思いますね」と述べています(2025年度シンポジウム)。

同園の事務局担当者は、その意味を「我々支援者はサービスが縁の切れ目になっているところがあるので。どこにいても会いにきてくれるっていうのが安心感がある」と述べています(同)。

本人が自らの経験を伝え、相手の相談に応じるなど、本人とフォロワーが互いに関わり、支え合う関係が育まれることにも意義があります。本人を支援される対象としてのみ捉えず、本人が大切にしている関係や地域とのつながりを、本人の意思に基づいて保ち、変え、つくり直せるよう支える視点が必要です。次の(5)に示す地域の動きも、こうした関係の広がりとして読むことができます。

(5)地域の側にも動きが生まれる

豊田市では、モデル事業期間中に権利擁護シンポジウムを開催して300名の市民が参加し、同年度の市民後見人養成講座の受講者は81名(従来は10~20名程度)、うち44名がバンク登録に至っています(第3回シンポジウム)。鶴ヶ島市では、施設・福祉職員向けの意思決定支援研修の参加者が前年比3倍となり、認知症サポーター養成講座に着想を得た「意思決定サポーター」と内閣府事業を活用した「つながりサポーター」を組み合わせた養成の裾野に100名以上が参加しています(2025年度シンポジウム)。フォロワーシステムの導入と同じ時期に、地域の関心が広がったことが確認できます。

2-2 支持者性を支える——三つの機能の役割の違い

(1) 支持者性は、役割を与えれば確保されるものではない

2022～2026 年度の実践で繰り返し確認されたのは、「本人の側に立つ」という立場は、その役割を与えられた時点で備わるものではなく、関わり続ける中で揺らぐということです。本文第 1(2)及び第 2(2)が「支持者性は揺らぎ得る」ことを前提に置いているのは、この経験によります。

当事者であり、複数地域で独立アドボケイトを務めている委員は、その揺らぎを次のように具体的に述べています。本人の健康上の事情を知ってしまったために、本人が飲みたいもの・食べたいものを聞いたにもかかわらず、なるべく飲ませない・食べさせない方向に動いてしまう。本人がいないところで情報を共有してしまう。「これは、よかれと思ってすることなので、問題と感じているのは、フォロワーの価値観」であり、「仮に本人も解決したいと思っても、解決への道のりを最短ルートで目指すというのも、やはりフォロワーというよりその人の価値観」である、と(2025 年度シンポジウム)。

この揺らぎは、少なくとも三つの領域から生じています。第一に、**個人の価値観の領域**(課題を解決してあげたい、最短で解決したい)。第二に、**地域文化の領域**。津別町では「困っている方がいるとほっとけない、何とかしたいという思いの方が多い。そのため、実現が難しいことでも、どうしても課題解決型の思考の方が多い」と報告されています(第 3 回シンポジウム)。これは小規模自治体の強みであると同時に、支持者性を揺らがせる要因でもあります。第三に、**組織と役割構造の領域**。厚生労働省の担当者も、「構造上サポーターとかそういう立場の方々、支援者になりやすい状況下に置かれてしまっている」と述べています(2025 年度の公開シンポジウムでの発言)。研究者からは、「市民の方だから支持者、フォロワーになれるということではなくて、どういう組織の、それから役割の構造の中で、それをやっているかによって当然そうなる」と整理されています(同)。

したがって、研修だけでは対処できません。調査において、生活支援を担当する立場の人が挙げた改善策の最上位が独立した立場の専門員による定期面談であり、研修と並んで第三者性のある機関による確認・調整が挙げられていること(表 1-6)は、この実践上の認識と一致します。

本文は、研修の対象と目的を二つに分けています。提言 1 は、地域の支援者、専門職、事業者、行政職員、地域住民等が、本人の意思・選好・価値観を起点とする考え方を共有し、自らの価値観や役割、権限の影響を振り返る研修を求めています。提言 2 は、意思決定支持者の養成・継続研修と継続的な活動支援を、提言 3 は、独立アドボケイトの役割・必要な独立性・養成と、意思決定支持者への伴走的支援を求めています。支持者性は両者に共通する横断原則であり、三つの機能を一体として確保することを前提にしています。いずれも当事者が講師や研修パートナーとして企画・実施に参画できるよう、必要な支援、合理的配慮及び報酬を確保することを求めています。

(2) 三つの機能は、それぞれ異なる役割を担う

実践を通じて明確になったのは、本人の側に立とうとする支持者性、独立アドボカシー機能、第三者的検討機能が、互いに代替できない別々の役割を持つということです。

本文の「支持者性」は、本人の意思・選好・価値観を尊重し、本人とともにその表現を確かめ、本人の自律性と主導権を保持しようとする性質を指します。本人の側に立って関わる人に共通する原則であり、意思決定支持者と独立アドボケイトの双方にも求められますが、両者の役割は区別します。意思決定支持者は本人との継続的な関係を担い、独立アドボケイトは意思決定支持者とは別の立場から本人に直接関わるとともに、意思決定支持者の相談・振り返りを支え、必要に応じて本人とともに声を届けます。

用語について：本別冊では、次のように使い分けます。「第三者的検討機能」は、本人と支持者・独立アドボケイトだけでは対応が難しい事柄を、異なる立場から検討し、調整し、必要な権利擁護支援へつなぐ働きを指す概念です。本文も同じ語を用いています。「権利擁護支援委員会」は、その具体的な実装形態の一つです。本文第 4 が用いる「体制」は、これらに独立アドボカシー機能や権限を有する機関への接続を含めた、より広い仕組みを指します。この区別により、既存の協議会に部会を設ける、地域権利擁護相談支援センターを活用する、複数市町村で共同設置するといった異なる実装を、同じ組織形態へ一律に整理する必要がなくなります。

機能	本人との関係	主な役割
本人の側に立とうとする支持者性 (意思決定支持者・フォロワー)	継続的・日常的に直接関わる	本人が考え、迷い、伝え、選び直す過程をとともにする。必要に応じて本人とともに周囲へ伝える
独立アドボカシー機能 (独立アドボケイト)	意思決定支持者とは別の立場から本人と直接関わる。あわせて意思決定支持者にも関わる	本人の意思・選好・価値観を理解しようとしながら、支持者の迷いや違和感を受け止め、本人の側に立ち続けようとする関わりを支える。必要に応じて本人とともに周囲へ働きかける
第三者的検討機能 (権利擁護支援委員会、ケース検討会)	本人に直接関わるとは限らない	支持者や独立アドボケイトだけでは対応が難しい問題について、異なる立場からの検討、関係者間の調整、必要な権利擁護支援への接続を行う

表 2-1 三つの機能の役割の違い(括弧内は SDM-Japan と各地域の関係者による実践における名称であり、機能を担う主体の名称や組織形態を限定するものではありません)

本文提言 5 は、これらの機能について、その役割と必要な独立性、利益相反への対応を将来の法制度において保障することの検討を求めています。本章の実践は、その検討に先立ち、これらの機能が地域で現に成立し得ること、及びそれぞれを別の機能として確保する必要があることを示すものです。

独立アドボケイトは、意思決定支持者への伴走的支援と、別の立場から本人に直接関わり本人とともに声を届ける役割を担います。本人と直接関わるのが役割の一部であり、本人が家族や日常の支援者とは別の相手に話せる経路でもあります。同時に、支持者が抱いた迷いや違和感を受け止め、その関わり方を一緒に問い直す役割を担います。

成年後見制度の利用中・終了後には、特定の事務を担う後見人等や専門職と、日常の関係の中で本人と共に考える意思決定支持者及びその活動を支える独立アドボケイトが、本人の意思・選好を軸として連携することも考えられます。この場合、家庭裁判所、地域権利擁護相談支援センター、専門職団体等の連携により、後見人等と意思決定支持者、独立アドボケイトが協働して支援付き意思決定を支える取組を促進する必要があります(本文提言 4)。なお、意思決定支持者及び独立アドボケイトは後見人等の補助者ではなく、徹底して本人の側に立つ役割を保ちます。

ただし、独立アドボケイト自身も、本人を完全に理解できる存在ではありません。本人のことを最もよく知っているのは本人であり、独立アドボケイト自身の見方も、その立場と経験に影響されます。実践の中では、支援関係者から本人についての情報が一方的に伝えられた後、自分自身の本人への見方も変わってしまうことに気づいた、という振り返りがなされています。独立アドボケイトの関わり方それ自体が問い直され得ることを前提とする必要があり、そのために、さらに異なる立場からの検討機能が必要です。

ある地域の振り返りにおいて、当事者の独立アドボケイトは「僕は指導者になるわけじゃなくて、横で一緒にやってればいい」「悩みながら横にいてだけでもいい」と応じています。支持者性は、指導によってではなく、問い直す関係が続くことによって保たれていくのです。

(3) 迷いと違和感を、どこへ通すか

地域実践では、フォロワーに対して独立アドボケイトが定期的に面談を行う仕組みを運用してきました。面談は、活動報告書を事務局を経由して共有したうえで行われ、面談結果は事務局に報告されます。面談の進め方として明示されているのは、一方的な助言ではなく、「どんなふうに考えますか」「そのときにどのように感じましたか」という問いかけを通じた対話です(2025 年度全体委員会資料)。

この仕組みを運用する中で、一般的な課題として次のようなことが確認されています。

- 本人から拒否的な反応を受けたとき、支持者が「自分は必要なのか」と活動継続への迷いを抱くこと。この迷いは、受け止められ、役割を確認し直す機会がなければ、活動の中断につながり得ること。
- 本人のいないところで支援者から本人に関する情報が伝えられることに、支持者が違和感を抱くこと。この違和感は、「本人と一緒に情報を確かめに行く」という関わり方の変更へ結び直せること。
- 支援の経験が長い支持者ほど、記録や関わりが支援者の視点に寄りやすく、本人の気持ちを軸に置き直す働きかけが必要になること。

重要なのは、これらが「正しい関わり方を教える」形ではなく、支持者自身が気づき直す過程として扱われてきたことです。

(4)揺らぎが解消しないこともある

独立アドボケイトが関与しても、支持者性をめぐる葛藤が必ず解消されるわけではありません。実践では、支持者が従来の支援観と支持者としての役割との間で葛藤を抱き続け、最終的に活動の終了に至った例もあります。

これを単純な失敗と評価すべきではありません。本人との関係が形成されていた場合、支持者の交代や活動終了は本人にとっての変化でもあります。実践の中では、支持者としての活動が難しい場合でも、本人のもとを訪れる関係そのものを制限することは適切ではないという議論が交わされています。役割を終えることと、関係を終わらせることは同じではありません。

同時に、本人の側からも、支援を断る、変更する、終了するという選択があり得ます。本人から断られて終了した例、本人が「そんなに来なくていい」と述べているためペースを調整している例があります。本文提言 2 が、交代・終了等の基本的なルールと、支持者自身が相談・振り返りを行える支援体制の整備を求めているのは、これらの経験によるものです。本文提言 2 は、これを運営上の手続にとどめず、本人が必要な情報と支援を受けながら支持者を選び、その変更又は関係の終了を求められることを保障するように求めています。役割の終了と関係の終了を区別することと、本人の意思に反して関係の継続を求めないことは、両立します。

2-3 本人の意思と周囲の見立てが異なるとき

支持者や独立アドボケイトが抱いた違和感から、本人に対する周囲の不当な影響の可能性が見えてくることがあります。ある地域での実践においても、本人が希望を伝えた後に否定的な対応を受け、次第にその希望を口にしなくなっていくように見える場面があり、意思決定の過程に不当な影響が生じている可能性があるものとして慎重に検討した例があります。不当な影響があったと判断されたのではなく、その可能性が検討の対象になった、ということです。

こうした場面では、当該地域における制度設計上の課題も現れてきました。

第一に、権利擁護支援委員会などの第三者的検討機能がない場合、このような場面で事業者との調整・介入を誰が担うのが不明確という点です。当該地域では、事務局がその機能を暫定的に担うことになりましたが、豊田市のモデル事業では、行政が設置する権利擁護支援委員会が生活基盤サービス事業者に対して助言・支援・勧奨を行うことが想定されていたのに対し、同様の取決めがない地域では、働きかけの根拠が明確ではありません。第三者的検討機能を確保するためには、誰が、どのような根拠で、事業者に働きかけられるかをあらかじめ定めておく必要があります。

第二に、権利擁護支援のうち権利回復に向けた支援への接続をどの段階で行うかの判断基準が明確でない点があります。実践では、生活上の制限がネグレクトに該当する可能性、財産に関する意向の急な変化に不自然さがないか等が論点として挙げられ、行政への通報の要否を含めて市の協議会に議題として提出することが確認された例があります。この判断がその都度の協議に委ねられている状態は、判断の遅れにも、逆に過剰な介入にもつながり得ます。

なお、第三者的検討機能は、本人を飛び越えて動く仕組みであってはなりません。他方、虐待等が疑われる場合に法令上の権限と責任を有する機関へつなぐことは、本人の意向の尊重とは別に、各法令の要件に従って判断される事柄です。

より日常的な水準の論点もあります。本人が自ら希望を伝えようとする意欲が高まってきた場合でも、周囲の応答が十分でなければ、本人の自律性や主導権は十分に確保されません。実践例の中には、支持者との関係の中で本人から発話が出てくるようになった一方、それを受けた職員の反応や応答に変化が見られないと、結果として本人の可能性を広げることが難しい、という報告もあります。

本人の声が届くとは、希望が実現することではなく、本人の声が検討され、応答が本人に返ることです。本文が「本人が声を上げたときに、周囲の人や組織がそれに応答し、必要に応じて支援や環境の側が変わることのできる仕組み」を求めているのは、この経験によります。

本文提言 3 が、独立した立場からの確認と関係者間の対話・調整、及び権限を有する機関への確実な接続経路の整備を求めているのは、ここに示した論点に基づきます。本人の側に立つ人がいて、独立したアドボケイトが関与していても、周囲の状況を動かすための第三者的検討機能が地域に用意されていなければ、本人の声はそこで止まります。

2-4 試行はできる。しかし、続けられるとは限らない

(1) 既存の制度・資源の中で試行できることがある

第三者的検討機能と独立アドボカシー機能は、新しい制度を待たなければ何もできない、というものではありません。実践は、既存の枠組みの中でも一定の試行が可能であることを示しています。

鶴ヶ島市：現在、市が設置する成年後見制度利用促進協議会に部会を設け、これまで運用してきた社協事務局主宰のケース検討会をその部会として位置づける方向で検討が進められています。現時点では部会の設置及び運用が確定したものではありませんが、既存の中核機関の協議会という地域の枠組みを活用して第三者が関与する検討の場を確保しようとする具体的な試みとして、注目すべき動きです。

津別町：権利擁護支援委員会は未整備ですが、社協事務局主宰のケース検討会に当事者を含む独立アドボケイトがオンラインで参加する形で対応し、法的判断が必要な場合には町外の専門職と連携する形をとっています。

独立アドボカシー機能については、鶴ヶ島市・津別町では、SDM-Japan が独立アドボケイトを派遣することにより運用されています。現時点では地域内で全て自給できているわけではありませんが、機能そのものは現に稼働しています。

さらに、社会福祉法改正により位置づけられる地域権利擁護相談支援センターが、第三者的検討機能を担う可能性もあります。既存の制度と地域資源の中で、一定の試行と実装は可能です。

ただし、機能をどこに置くかという問題と、その機能を誰が担い、どのように独立性を確保するかという問題は、同じではありません。同一の法人が生活支援や金銭管理等の事業を実施しながらセンターの運営も担う場合には、検討の対象となる事業との利益相反をどう扱うかが問題になります。センターが第三者的検討機能を担う場合にも、独立アドボケイト等の関与や本人の参加、事業者との調整、必要な場合の権限を有する機関への接続が実際に確保されるかどうかを、あらためて確認する必要があります。

本文提言 3 は、本人への継続的な関わりを確保するため、独立アドボケイトを市町村又は複数市町村の圏域に配置することを標準とし、単独での確保が難しい地域では都道府県の独立アドボケイト又は人材プールからの派遣等で補うことを求めています。既存事業との接続は、実践と体制の両面で示されています。提言 2 では、入院者訪問支援事業、意見表明等支援事業、介護サービス相談員派遣等事業などの既存の取組との間で、各事業の対象、目的、活動内容及び独立性の違いを踏まえながら、各事業に共通して必要となる支持者性の概念を整理し、本人が支持者性を有する意思決定支持者を選べるよう、担い手の養成・交流を進めることを求めています。提言 3 では、その連携を支える共通の基盤として、担い手の確保、研修、支持者性を支えるスーパービジョン等を整備し、分野を超えて独立アドボカシー機能を確保できる体制を求めています。

(2) 試行できることと、継続的に保障されることは同じではない

他方で、機能の継続は、実施主体の判断と単年度の予算に左右されてきました。

豊田市：3年間のモデル事業では、生活基盤サービス事業者、意思決定フォロワー、権利擁護支援専門員、権利擁護支援委員会という配置が実際に運用されました。委員会は、毎月の定例協議、月次報告への対応、重要な意思決定時の助言、四半期ごとの金銭管理状況の確認を担うものとして設計されていました。モデル事業終了後、豊田市社会福祉協議会は市民による意思決定フォロワーの活動を、身寄りのない方への支援事業等の中で継承しています(現在 14 名、本年度も養成予定)。一方、市の担当者は、権利擁護支援委員会の設置や独立アドボケイトについては継承に至っていないこと、市の財政当局への予算化に難しさがあったことを、全体委員会において述べています(令和 8 年度第 1 回全体委員会・議事録)。

相模原市(かながわ共同会)：事業者自身が第三者性の担保を目的として導入した事業ですが、次年度予算が確保できないことが決まり、法人としての事業は 2025 年度で終了しました。本人とフォロワーの関係は残ったものの、権利擁護支援委員会への関与を含むその他の事業活動は継続できない状況となりました(2025 年度第 3 回全体委員会)。自らその必要を認識して導入した法人においてさえ、外部の制度的裏づけがなければ継続が困難になるという事例です。

二つの地域で共通して起きたのは、本人と意思決定支持者であった者の関係は残り、それを支える独立アドボカシー機能と第三者検討機能が先に失われた、ということです。本人の側に立つ関係は、比較的小さい費用で、市民の参加によって成立します。これに対し、独立アドボカシー機能と第三者的検討機能は、

独立性、担い手、活動費、役割と責任の明確化、実施主体や関係機関の了解を必要とし、そのいずれもが実施主体の裁量と単年度の予算に依存している限り、安定するものではありません。

(3) 求めているのは、試行を続けながら、その基盤を整えることである

以上から導かれるのは、現行制度と地域資源を活用した試行を進めながら、そこで確認された機能を全国で継続的に保障するための制度的・財政的な基盤を整える必要がある、という整理です。

基盤として確保が必要になるのは、次の各点です。いずれも本文の提言に対応しています。

- ・ 独立性——サービス提供、金銭管理その他の利益相反を生じ得る機能から独立していることの最低限の原則(本文提言 3)
- ・ 担い手——養成と継続的な支援、市町村単独では確保が難しい機能についての都道府県による広域的バックアップ(本文提言 5)
- ・ 活動費——地域差や本人の経済状況によりアクセスが左右されないための公的財政措置(本文提言 5)
- ・ 役割と責任——役割、行動原則、守秘、利益相反への対応、交代・終了等の基本的なルール(本文提言 2)
- ・ 実施主体——どの機関が第三者的検討機能を担い、どのような根拠で関係者に働きかけるのかの明確化(本文提言 3)

最後の点について補足します。これは、第三者的検討機能を実際に運用する際に確認しておくべき条件として挙げたものです。関係者間の対話・調整を促す働きかけと、法令上の調査・介入の権限を行使することとは、別の事柄です。既存の機関が第三者的検討機能を担う場合には、その機関が実際に担うことのできる範囲と、権限を有する機関へ接続すべき場面とを、あらかじめ区別して整理しておく必要があります。

(4) 試行・基本計画・法制度上の保障を、一連の取組として

SDM-Japan は、日本財団の助成事業を通じて各地で実践を積み重ね、その成果を制度につなげることを目指してきました。本提言もその延長線上にあります。SDM-Japan が目指しているのは、本人の側に立とうとする支持者性、独立アドボカシー機能、第三者的検討機能を伴う相互牽制機能が、地域の実践としてだけでなく、法制度上明確に位置づけられ、継続的に保障される状態です。今回の提言は、その過程における一つの段階です。

SDM-Japan は、次の三つを、時間軸と制度的効果の異なる一連の取組として捉えています。

段階	内容	本提言における扱い
①既存制度を活用した試行	既存の協議会、中核機関(地域権利擁護相談支援センター)、ケース検討会等を用いて、第三者的検討機能と独立アドボカシー機能を地域で試みる	現に各地で進行中。2-4(1)
②第三期基本計画における機能の位置づけ	全国共通で確保すべき機能を基本計画に明記し、担い手・財源・当事者協働・評価まで含めて位置づける	今回の提言が求めている範囲。本文提言 1～5
③法制度上の保障	②で確保すべきとされた機能を、法制度上明確に位置づけ、継続的に保障する	本文提言 5 は、第三期基本計画の期間中に、その法的枠組みの検討を進めることを求めています。具体的な法形式や組織形態は今後の検討課題

表 2-2 試行・基本計画・法制度上の保障の関係

今回の提言が求めているのは、②を実現すること、及び③に向けた法的枠組みの検討を第三期基本計画の期間中に進めることです(本文提言 5)。③について、現時点で特定の法律や名称、全国一律の三主体の組織形態まで確定して求める趣旨ではありませんが、障害者権利条約の観点から継続的に機能を保障する基盤が必要であることと、それをどの制度によってどう実現するかという設計上の選択は、別の事柄です。後者については、既存の協議会の活用、地域権利擁護相談支援センターによる担当、複数市町村による共同設置、既存の第三者機関との接続など、複数の選択肢があり得ます。

②を確実に進めることが、③を具体的に検討するための前提になります。逆に言えば、②の段階で機能の内容が曖昧なまま残されれば、③の議論も進みません。第三期基本計画に何をどこまで書き込むかは、その意味でも重要です。

将来の法制度において保障の検討が求められる要素と、地域実践の対応。本文提言 5 は、法的枠組みを検討する際に含めるべき要素を挙げています。本章の地域実践は、それらの要素を先行的に試行してきたものです。対応関係を次に示します。

本文提言 5 が検討を求める要素	地域実践が先行的に試行・具体化してきたこと	本章の該当箇所
本人が必要な支援を受けながら意思決定の主体であり続ける権利	言わなくなっていた希望が本人の言葉として戻り、本人自身が周囲に伝えるようになる過程	2-1(1)(2)
本人参加、情報・コミュニケーション支援、十分な時間、拒否・保留・変更を含む意思決定支援プロセスの保障	月 2 回の訪問を半年から 1 年重ねること、本人を中心に据えた会議と本人が語れることの区別、本人が断る・変える・終わることの尊重	2-1(1)(2)、2-2(4)
本人の側に立とうとする支持者性、独立アドボカシー機能、第三者的検討機能の役割整理	三つの機能が互いに代替できない別々の役割を持つこと	2-2(2)、表 2-1
各主体の独立性の保障と利益相反への対応	独立アドボカシー機能が外部供給に依存していること、センターと実施主体が近接する場合の独立性の確保	2-4(1)、2-5
本人・当事者の制度設計・実施・評価・見直しへの継続的参画	当事者ワーキング、当事者による独立アドボケイト、第三者的検討機能を有する会議体への参画等	2-6
地域差や本人の資力によってアクセスが左右されないための公的財政基盤	予算未確保による機能の中断・不継承	2-4(2)
支援の質及びプロセスを評価する仕組み	本人の経験を中心に置く評価観点の候補	2-7

表 2-3 将来の法制度において検討が求められる要素と地域実践の対応

2-5 規模も特性も異なる地域で、何が共通し、何が異なったか

必要な機能は共通しますが、その確保の仕方は地域によって異なります。

項目	豊田市	鶴ヶ島市	津別町	相模原市(かながわ共同会)
規模・特性	中核市(人口 415,138 人、2025 年 4 月 1 日)。国モデル事業	人口約 7 万人。東京近郊。地域活動が盛ん。高齢者入所施設が多い	人口 3,819 人(2026 年 8 月末、津別町公式サイト)。高齢化率 45.8%(2024 年 5 月末、町資料)。町内に司法専門職がない	入所定員 60 名の施設。事件後 9 年の意思決定支援実践
実施主体	市(行政) + 市社協	市社協(権利擁護支援センター = 中核機関)	町社協 + SDM-Japan 共同事務局	社会福祉法人(サービス提供者自身)
始め方	国モデル事業として三者連携で開始	施設長からの相談、支援への違和感、市民後見人養成修了者の受け皿	事例検討から自然発生した訪問活動、法人後見の立場の限界	自らの意思決定支援の危うさの認識から、第三者性の担保として
本人の側に立とうとする支持者性	意思決定フォロワー。活動開始 7 組(2022 ~ 2024 年度モデル事業の累計)	意思決定フォロワー。活動開始 17 組(2025 年 1 月以降の累計)。意思決定サポーター等の裾野 100 名超	意思決定フォロワー。活動開始 3 組(2025 年度以降の累計。うち 1 組は支持者 2 名)	やまゆりサポーター。活動開始 3 組(2025 年度の累計)
独立アドボカシー機能	権利擁護支援専門員(弁護士・司法書士・ピアサポート等)。現在は継承されていない	SDM-Japan が供給。原則 1 年間の定期面談後、随時へ移行	SDM-Japan が供給	体制図上に位置づけ。予算未確保により中断

項目	豊田市	鶴ヶ島市	津別町	相模原市(かながわ共同会)
第三者的検討機能	豊田市権利擁護支援委員会(合議体に当事者・市民後見人・外部専門職)。現在は継承されていない	事務局が暫定的に機能を担う。成年後見制度利用促進協議会に部会を設け、ケース検討会をその部会に位置づける方向で検討中(未定)	委員会は未整備。ケース検討会で暫定対応。法的判断は町外の専門職とオンラインで連携	施設内委員会+外部オンブズマンネットワーク+支援評価委員会の3層構想。中断

表 2-4 4 地域における機能の確保状況と活動開始組数(2026 年 9 月時点)。活動開始組数は終了した組も含む累計であり、現稼働数、支持者の実人数、利用者の実人数とは異なります。

この表から地域の実践を踏まえて三点を指摘します。

第一に、支持者性の機能は、規模を問わずどの地域でも成立しました。人口 4 千人未満の町でも、入所施設の中でも、中核市でも成立しています。津別町は、司法専門職が町内にいない地域で、日常の支援を地域で完結させ、法的判断が必要な場合に近隣の専門職とオンライン・電話で連携する形をとっています。小規模自治体では実装できないという前提は、実践によって否定されています。

第二に、独立アドボカシー機能は地域で試行されてきましたが、現在も継続している鶴ヶ島市・津別町では、外部(SDM-Japan)からの供給に依存しています。この二地域では、地域内で自給できている状態には至っていません。市町村単独では確保が難しい機能について、都道府県による広域的な人材育成、専門的支援及びバックアップを位置づけるよう求める本文提言 3・5 は、この事実に基づきます。

第三に、第三者的検討機能は、地域ごとに異なる形で模索されています。豊田市では行政が設置する委員会として 3 年間運用されましたが継承されず、鶴ヶ島市では既存の協議会に部会を設ける方向が検討されており、津別町ではケース検討会が暫定的にその役割を果たしています。形は異なってもよい一方、いずれの地域でも、この機能が継続的に確保された状態には至っていません。

本文提言 3 が求めているのは、すでに機能している仕組みを全国に広げることではなく、地域ごとに模索されているこの機能を、基本計画に位置づけて継続的に確保できるようにすることです。本文第 4 が「権利保障は全国共通、実装の方法は地域ごとに多様」を基本とするのは、この経験によります。

なお、文京区では 2026 年 7 月から 2 組の意思決定支持者(フォロワー)の活動が試行的に開始され、独立アドボカシー機能は同年秋に実装予定です。本表の 4 地域に文京区を加えると、2026 年 9 月時点の活動開始組数は 32 組(7+17+3+3+2)となります。なお、SDM-Japan が提案したフォロワーシステムは、障害者の社会参加等に関する革新的な取組を対象とする国際的な選考である Zero Project Awards 2027 において、ショートリストに選出されました。こうした国際的な選考への参加も通じて、国内で積み重ねてきた実践を海外の取組と照らし合わせながら、今後の展開可能性を検討していきます。

2-6 当事者協働——聴かれる対象から、ともにつくる主体へ

本文提言 5 は、本人・当事者を意見聴取の対象とするのではなく、企画・実施・評価・見直しの各段階に継続的に参画し協働できる仕組みを求めています。この提言は、SDM-Japan と各地域の関係者による実践の変化に基づいています。

これまでの取組として、豊田市の権利擁護支援委員会は、合議体の構成員に当事者を含む設計とされ、権利擁護支援専門員の担い手にもピアサポートが位置づけられました。また、障害のある当事者である委員が、独立アドボケイトとして複数地域でフォロワー面談を担当し、権利擁護支援委員会の委員も務めてきました。なお、本別冊が用いる調査についても、倫理審査は当事者団体が設置する倫理審査委員会が行い、プレテストも当事者が実施しました。

当事者ワーキングの担当委員は、「今まで主に当事者の声を聞く場だったものから、当事者がフォロワーシステムを動かす担い手を増やす核としての役割に移行しているのではと考えています」と整理しており(令和 8 年度第 1 回全体委員会議事録)、当事者の側から事業への関与のあり方が提起されています。当事者委員が公の場で述べた参画条件(介助、移動支援、報酬等)に関する指摘は、本別冊及び本文提言 5 に反映されています。

当事者協働は、当事者が事業を肯定的に評価することでも、当事者の意見がすべて採用されることでもありません。異なる意見が出された場合に、それがどのように検討され、どのように応答されたかという過程こそが重要です。この点で示唆的なのは、当事者委員が事業の初年度に「絶対に無理だ」と述べ、2 年目に「意外とできる」と述べ、3 年目に「やはり無理だった」と述べていることです。しかしながら、その後、

同委員は、2026 年 9 月、かつては絵に描いた餅と思っていた仕組みが、今は皆で分け合えるものになり得ると信じているという趣旨を述べています。こうした評価の変遷が記録に残り、事業の側がそれを打ち消していないこと自体が、当事者が事業評価に実質的に関与してきたことの記録です。

今後さらに当事者協働を発展させるに当たって、課題を 4 点挙げておきます。

第一に、**当事者の担い手が特定の人に集中しています**。複数地域のアドボケイトを同一の当事者委員が担っている状態があり、持続可能な形への発展が必要です。

第二に、**地域内の当事者人材の発掘が進んでいません**。津別町では「事務局なりに参加できるような当事者人材は、なかなか発掘できていない」と報告されています(2025 年度シンポジウム)。

第三に、**参画を可能にする支援が保障されていません**。ある当事者委員は、前年のシンポジウムに介助者がいなかったため着替えができず私服で参加せざるを得なかったこと、その地域では移動支援を利用できないことを、公の場で述べています。参画を制度上求めるのであれば、参画に必要な介助、移動、報酬、事前準備、合理的配慮を同時に保障しなければ、参画は形骸化するか、特定の個人に集中します。

第四に、**当事者団体が組織として意見を形成するには時間が必要です**。本提言についても、全体委員会において「団体としてまだ揉むことができていない」という意見が出されています。当事者協働を制度化する際、意思決定に要する時間を工程に織り込む必要があります。

2-7 支援付き意思決定の保障を、どう評価するか

本文提言 5 は、整備数や研修受講者数だけでなく、支援の質とプロセスを評価することを求めています。2022～2026 年度の実践を踏まえ、何を見れば支援付き意思決定が保障されたといえるのかについて、現時点で考えられる観点を整理します。

観点は、性質の異なる二つに分かれます。一つは、本人が意思決定の主体であり続けられたかを評価するもの(下表①②③)。もう一つは、その状態を保障する仕組みが適切に機能したかを評価するもの(④⑤)です。前者は本文提言 5 が挙げる評価項目に対応します。後者は、支援体制の機能に関する評価であり、前者を補うものです。

観点	確認したいこと
①本人の経験	本人が、聴かれたと感じているか。必要な支援を受けながら、考え、選び、拒み、変更することができたか
②意思決定への参加と主導権	本人が会議や検討の過程に参加できたか。本人自身が、選択肢の範囲や検討の進め方に影響を与えられたか
③周囲の応答	本人の意思・選好が支援方針にどのように反映されたか。希望に沿えなかった場合にも、理由と可能な代替手段が本人に分かる形で示され、見直しの機会が確保されたか
④支持者性と独立した視点	支持者が本人と継続的に関わることができたか。支持者自身が迷いや違和感を共有し、独立アドボケイト等とともに関わり方を振り返る機会があったか
⑤第三者的検討機能と権利擁護支援への接続	本人の意思と周囲の見立てが異なる場合や、権利侵害等が疑われる場合に、必要な検討や対応につながる経路が確保されていたか

表 2-5 支援付き意思決定の保障に関する評価観点(候補)

この観点をを用いるにあたっては、次の三点が前提になります。

第一に、**本人自身が評価に参加できることです**。①と③は、本人がどう経験したかを本人から聴かなければ確認できません。本人にわかる形で問いを示し、答えるための支援を用意する必要があります。

第二に、**家族・支援者・事業者による評価を、本人の評価と混同しないことです**。第 1 章が示したとおり、同じ場面についての見え方は立場によって異なります(表 1-7)。実践においても、本人・支持者・事業者の三者で評価が一致しない構造的な理由があることが報告されています。一致しないことを不都合として扱わず、それぞれの評価を区別して並べること自体に意味があります。

第三に、**当事者が評価の観点や方法の設計にも参画することです**。何を評価するかを決める段階に当事者が関わらなければ、評価は「支援者が支援を評価する」枠組みにとどまります。

中心にあるのは、希望が実現した件数ではなく、本人が意思決定の主体であり続けられたか、その過程を本人自身がどのように経験したかを評価する、という考え方です。

本人の経験と仕組みの機能に関する評価に加え、仕組み全体の整備と改善を評価する必要があります。本文提言 5 は、国が第三期基本計画の期間中に確保すべき機能と整備工程を示し、国は予算と共通の枠組み、都道府県は広域的な人材育成・専門的支援・バックアップ、市町村は地域の実情に応じた実装という役割分担を明確にすることを求めています。そのうえで、当事者との協働により実施状況を中間評価し、本人の利用経験、地域間の格差、必要な支援にアクセスできない状況を把握・公表し、その結果を施策と財政措置の改善に反映することを求めています。こうした整備と評価を、認知症施策をはじめとする関連施策や市町村の計画にも接続し、地域で具体化していく必要があります。

本文提言 5 本文が列挙しているのは、本人の経験と参加、周囲の応答に関する項目(①②③)です。④⑤は、本文が求める「支援の質とプロセス」の評価を、支援体制の側から補う観点として、実践を踏まえて示したものです。これらの評価の具体化は、当事者を含む今後の検討に委ねられるべき事柄です。

3 国の議論と制度上の根拠

本章は、本文の提言が、国の会議体及び立法過程において既に確認された方向性を、第三期基本計画で実装可能な形に具体化するものであることを示します。

3-1 相互牽制機能は、国の専門家会議が示した課題である

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(成年後見制度利用促進専門家会議、2025 年 3 月 7 日)は、「意思決定支援の確保を目的とした相互牽制機能の確立」が十分に図られる必要があると記載し(12 頁)、その考慮要素として、①市民感覚・当事者目線に基づき本人に寄り添う市民・ピアサポートの参画、②協働しつつ相互に牽制し合う支援チームの形成、③関係性の濫用等が生じた場合に適時・適切に調査・介入できる権限を有する機関の存在の三点を挙げています。あわせて、市町村への財政支援の検討の必要性も指摘されています。本提言は、これらの考慮要素を踏まえ、本人の側に立とうとする支持者性、独立アドボカシー機能、第三者的検討機能を地域に確保し、権限ある機関への接続を求めます。

中間検証報告書の考慮要素	現在の到達状況	本文の対応箇所
①市民・ピアサポートの参画	令和 7 年度補正予算「中核機関コーディネート機能強化事業(意思決定支援の確保を図る取組)」として着手された段階	提言 2
②協働しつつ相互に牽制し合う支援チーム	支援チームが意思決定支援の過程を相互に確認・評価する標準的な仕組みは、全国的な制度として未だ整備されていない	提言 3
③調査・介入できる権限を有する機関への接続	関係性の濫用等を把握した場合に権限を有する機関へ確実に接続する経路が、全国的な制度として未だ整備されていない	提言 3
④市町村への財政支援	市町村に 2 分の 1 の負担を求める任意事業にとどまり、実施地域の拡大と継続性に課題	提言 5

表 3-1 中間検証報告書の考慮要素と現在の到達状況

支持者性(①)は地域の規模を問わず成立した一方、独立アドボカシー機能や第三者的検討機能が実装された相互牽制機能(②③)は地域ごとに模索されている段階にあり、継続的に確保された状態には至っていません(表 2-4)。

3-2 社会福祉法改正と国会審議——到達点と残された課題

2026 年の社会福祉法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 51 号)は、社会福祉法第 5 条第 2 項に、利用者の意思決定の支援に配慮しつつ、その意向を十分に尊重するよう努めなければならないと規定しました。同項の改正は 2026 年 6 月 25 日に施行されています(同改正法附則第 1 条第 1 号)。これは重要な前進です。ただし、相互牽制機能を具体化する規定は含まれないまま可決されています。

2026 年 6 月 18 日の参議院厚生労働委員会において、上野厚生労働大臣は、支援者以外の立場で本人に寄り添い、支援者との間で相互牽制的に意思決定支援を行うことは有用かつ重要であると認めました。他方で、実施主体の体制整備や標準的ノウハウの共有などの課題があり、直ちに法制化することは困難としました。鹿沼社会援護局長は、生活支援と意思決定支援を行う主体を分けて実施したモデル事業について説明し、役割・立ち位置の明確化、担い手の養成、実施主体の体制整備、標準的ノウハウの共有を課題として挙げています。また、大臣は、次期(第三期)計画は専門家会議の議論を踏まえて策定すると答弁して

います(同委員会会議録第 14 号。答弁の抜粋は成年後見制度利用促進専門家会議「地域における権利擁護の支援体制に係るワーキング・グループ」第 2 回(2026 年 8 月 28 日)資料 2・23 頁)。

政府答弁で挙げられた課題を、SDM-Japan は次の四点に整理し、第三期基本計画で具体化すべき事項と考えます。本文の提言は、この四点に対応しています。

政府が挙げた課題	本文の対応
役割・立ち位置の明確化	提言 2(支持者性の定義、役割・行動原則・守秘・利益相反・交代/終了の基本ルール) 提言 3(独立アドボカシー機能へのアクセスと最低限の原則)
担い手の養成	提言 1(地域の関係者に広く行う当事者参画の研修) 提言 2(多様な担い手、役割に即した養成・継続研修) 提言 5(継続支援、活動に必要な時間・費用・報酬)
実施主体の体制整備	提言 3(市町村又は複数市町村の圏域への配置、広域的な人材プール、既存事業との接続、対話・調整と権限ある機関への接続体制) 提言 5(継続的な実装と広域的バックアップ)
標準的ノウハウの共有	本文第 4(全国共通の機能と多様な実装) 提言 5(プロセス評価)

表 3-2 政府が挙げた法制化の課題と本文の対応

なお、社会福祉法第 5 条第 2 項は、意思決定の支援に配慮しつつ利用者の意向を十分に尊重するよう努めることを事業者に求める規定であり、制度的な仕組みである相互牽制機能とは性質が異なります。この点は国会質疑においても指摘されています。本提言は、配慮義務に手続的な内容を与え、地域で確認可能な機能として具体化することを求めるものです。

3-3 意思決定支援ガイドライン第 2 版——「本人が主体であり続ける状態」を支援する

厚生労働省は、2026 年 9 月 14 日、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(第 2 版)を発出しました。第 2 版は、意思決定支援の考え方と手順を整理した重要な文書です。

本文が「意思決定支援」と「支援付き意思決定」を区別しているのは、両者を対立させるためではありません。両者は補完的な関係にあります。ガイドラインが定めているのは、本人の意思決定を支えるために行われる支援の内容と過程です。本文はこれに加えて、そうした支援を利用しながら本人自身が意思決定及び法的能力の行使の主体であり続けられる状態が、実質的に保障されているかを確認することに着目しています。

支援の手順が適切に実施されていても、本人がその場で語れなかったという事態は現に生じています(2-1(2))。意思決定支援の取組が行われたかどうかと、本人が主体であり続けられたかどうかは別問題であり、あわせて確認する必要があります。本文提言 1 が「支援付き意思決定」を共通基盤として明記することを求め、提言 5 が「本人が聴かれたか、理解できたか、参加できたか、異議や変更希望を表明できたか」をプロセス評価の観点として求め、さらに将来の法制度の検討において本人参加、情報・コミュニケーション支援、十分な時間、拒否・保留・変更を含む意思決定支援プロセスの保障を含めるよう求めているのは、この確認を制度の中に置くためです(評価の観点については 2-7)。

本提言は、ガイドラインが目指す本人の自律性と主導権の確保を、障害福祉サービス等の提供場面にとどめず、地域の権利擁護支援全体において実質的に保障するための仕組みを求めるものです。

3-4 研究・実務からの裏づけ

厚生労働省委託調査研究(PwC コンサルティング、2026 年 3 月、233～236 頁)。中間検証報告書の相互牽制機能を引用したうえで、地域の推進策として、金銭管理等の権限を持つ支援者とは別に本人の側に立ち続ける支持者を置くこと、その支持者が孤立しないよう当事者の参画を原則とする研修・フォローアップと専門職による伴走を整えること、活動を点検し必要に応じて介入できる組織体制を整えることを挙げています。権限を持つ者・支持する者・確認し接続する者を分けるこの構造は、本文の三つの機能と一致します。

日本弁護士連合会意見書(2025 年 9 月 19 日、厚生労働大臣宛)。支援付き意思決定の仕組みを実装した権利擁護支援事業を社会福祉法に新設することを求め、意思決定支持者・権利擁護支援委員会・権利擁護支援専門員という機能配置と、委員会の設置主体・構成員・独立性に関する考え方を示しています。

永田祐・同志社大学教授の論考：成年後見制度及び日常生活自立支援事業には、金銭管理を担う者と本人のスピーカーの役割を果たす者が同一であるという共通の課題があると整理し、豊田市の事業の本質を、行政の責任の下で金銭管理・意思決定支援・監督支援の三機能を分離し別主体が担う設計にあると要約しています(『地域福祉研究』通算第 52 号、2024 年、59～69 頁)。また、意思決定支持者を市民が担うことの意義を「弱い専門システム」として理論化し、市民的支持者が人格的に関わることで初めて本人の希望の表明が支えられる一方、弱い専門システムは強い専門システム(委員会・専門員)の支援なしには機能しないとしています。支持者を市民とすることが費用上の妥協ではなく機能上の要件であること、及び支持者を孤立させない仕組みが必要であることを、別の角度から裏づけるものです。同教授は、後見が「終わることのできる」制度へ見直される際の出口(終了後の受け皿)の不在も論じており、これは本文提言 4 に対応します。

3-5 2026 年 9 月の論点整理との関係

2026 年 9 月 25 日の第 22 回成年後見制度利用促進専門家会議に示された「ワーキング・グループの議論を踏まえた論点整理」(資料 8)には、本提言と方向性を共有する論点が複数含まれています。以下、すでに論点として示されている事項と、SDM-Japan がさらに具体化を求める事項を区別して整理します。

論点	論点整理に示されている事項	さらに求める具体化	本文
本人の声を起点とする	「本人の声」を起点として意思決定支援が行われるべきこと	本人について家族・支援者等が語る情報と、本人自身の意思・選好・価値観を区別して把握すること。本人が会議・検討の場に参加できることの保障。分かりやすい情報提供に加え、見学・体験・試行を通じて希望や選好を確かめる機会、選択肢の拡張、経験するかどうか・やめる・選び直す自由を保障すること	提言 1
支援付き意思決定の保障	意思決定支援の普及・充実	支援を利用しながら本人が意思決定の主体であり続けられる状態の保障を、権利擁護支援の共通基盤として明記すること。個別制度内の支援に限定しないこと	提言 1
地域住民・当事者の参画	地域住民や当事者の参画	担い手を専門職資格に限定しないこと。同時に、支持者性が揺らぎ得ることを前提に、役割・行動原則・交代/終了のルールと、支持者自身が相談・振り返りできる体制を整備すること。本人が必要な情報と支援を受けながら支持者を選び、その変更又は関係の終了を求められることを保障すること	提言 2
相互牽制機能	支援者とは異なる、相互牽制的な立場での意思決定支援	相互牽制を、異なる立場が互いの限界を補う仕組みとして位置づけ、意思決定支持者や独立アドボケート自身の関わり方も対象に含めること。本人の声が反映されていない場合の対話・調整と、権限ある機関への接続経路を具体化すること	提言 3
独立アドボカシー機能	独立アドボカシー機能の名称による明示はない。意思決定支援をより確実に確保する仕組みを論点としている	本人が独立アドボカシー機能にアクセスできることを保障し、市町村等の圏域への配置と広域的な補完、既存事業との間では、実践面の連携(提言 2)と、それを支える共通基盤・スーパービジョン等の体制(提言 3)を区別して整備すること。サービス提供・金銭管理等からの独立性の確保について国が最低限の原則を示すこと	提言 2・3
センターの機能・終了後	当事者の参画・協働によるセンターの意思決定支援機能の向上、制度利用終了後の地域の受け皿	センターが生活支援・金銭管理等の実施主体に近接する場合の独立性の確保。後見等への移行又は終了前に本人とともに生活支援・支持者性の双方を確認し、移行又は終了後も以前から関与している意思決定支持者(フォロワー)との関係、独立アドボカシー機能へのアクセス、地域資源とのつながりを確保する調整機能を明確にすること。家庭裁判所、地域権利擁護相談支援センター及び専門職団体等が連携し、後見人等と本人の意思決定支持者が協働して支援付き意思決定を支える取組を促進すること	提言 3・4

論点	論点整理に示されている事項	さらに求める具体化	本文
実装・財源・人材・評価	支援の質・機能を評価する観点	研修受講者数だけでなく、本人が聴かれたか、参加できたか、異議を表明できたか、本人の意思がどう反映されたかを評価すること。市町村単独で困難な機能の広域的バックアップ。地域差や経済状況によりアクセスが左右されない公的財政措置。確保すべき機能と整備工程の明示、国・都道府県・市町村の役割分担、当事者との協働による中間評価と把握・公表、施策・財政措置の改善への反映	提言 5
将来の法的保障	(論点整理には含まれていない)	第三期基本計画の期間中に、支援付き意思決定を保障し、権利擁護支援を安定的かつ持続的に実施するための法的枠組みの検討を進めること。	提言 5

表 3-3 国の論点整理と本文の対応

本提言の位置づけ: 国の論点整理に示された方向性を、SDM-Japan は重要な前進として受け止めています。そのうえで求めているのは、新たな概念の導入ではなく、すでに示された方向性を、地域で実装可能な機能として具体化し、担い手・財源・当事者参画・評価まで含めて位置づけることです。

第 2 章が示したのは、これらの機能が既存の制度と地域資源の中で現に試行されている一方、その継続が実施主体の裁量と単年度の予算に委ねられているという状況です。第三期基本計画が機能を明記することには、理念上の理由だけでなく、試行を続けている地域を支えるという実務上の必要があります。本文提言 5 が、基本計画の期間中に法的枠組みの検討を進めることを求めているのは、機能の明記にとどまらず、その継続的な保障の基盤を見通すためです(2-4(4))。

4 想定される懸念と回答

懸念	回答
本人の希望をすべて実現せよということか。	いいえ。求めているのは、本人の声が検討され、沿えない場合にもその理由が本人に分かる形で応答され、可能な代替と一緒に探せることです。支援者・専門職の知見を否定するものでもありません(本文おわりに、引用 Q6)。
相互牽制は支援者を信用しないということか。チームを分断しないか。	相互牽制は監視・処罰の仕組みではなく、事業者や支援者だけを対象とするものでもありません。支持者性が揺らぐことを前提とすれば、意思決定支持者や独立アドボケート自身もまた牽制の対象です(本文第 2(3))。調査では、家族・支援者等の 7 割が本人の決定を後回しにした経験を自ら回答し、6 割超が「仕方がない」と感じた経験を持っています(表 1-5)。これは個人の問題ではなく、複数の責任を同時に担う立場に置かれることの構造的な結果です。役割を分けることは、一人の支援者が本人の意思の解釈と方針の妥当性を一人で背負い込まずに済むようにすることでもあります。
協働が先にあるべきで、牽制を前面に出すのは順序が逆ではないか。	相互牽制は協働の代替ではなく、協働を支えつつその限界を補う構成要素です。支持者が本人とともに持ち込む声や違和感は、支援チームの気づきを生み、意思決定支援を活性化させます(2-1(3))。他方、支援チーム内部に不当な影響、利益相反又は関係性の濫用が生じた場合には、協働の内部だけで解決することを求めず、独立した確認と必要な接続ができなければなりません(2-3)。中間検証報告書が「協働しつつ相互に牽制し合う支援チームの形成」を考慮要素として挙げていることは、協働と牽制が二者択一でないことを示しています。
地域権利擁護相談支援センター(中核機関)が担えば足りるのではないか。	センターが第三者的検討機能を担う可能性はあり、既存の協議会に部会を設ける形で検討している地域もあります(2-4(1))。SDM-Japan も、既存の制度と地域資源の中で試行を進めることが現実的だと考えています。ただし、センターを置くことと、本人の側に立つ人がいることは同じではありません。また、センターが社会福祉協議会等に委託され、同一法人が生活支援・金銭管理の実施主体でもある地域では、独立アドボケート等を配置する、協議体の審議における独立性を要綱上定めるなど、独立性を別に担保する必要があります。実際、中核機関を担う組織が事業の事務局も兼ねている地域では、事務局が第三者的な合議体の機能を暫定的に代替しており、事業者への働きかけの根拠が明確でないという課題が生じています(2-3)。
既存の苦情解決・運営適正化委員会・第三者評価で足りるのではないか。	これらは事業運営の適正さを確認する仕組みです。調査では、相談・苦情窓口が「おおむねできている」とする回答が 4 分の 1 あるのに対し、本人の声と支援側の見立てが異なるときに第三者を交えて調整する仕組みについては 1 割程度にとどまります(表 1-8)。回答者の認識において、両者は別のことです。

懸念	回答
現在の社会福祉協議会体制をどう扱うのか。	既存の社協体制は地域実装の重要な出発点になり得ます。実際、本別冊が扱う 4 地域のうち 3 地域は社協が実施主体です。一方で、同一組織に相談、生活支援、金銭管理、権利擁護、評価が重なったまま自己評価に閉じる運用は、本人から見える独立性として十分とはいえません。基本計画は社協を排除するのではなく、社協を含む既存体制が独立性の確保と当事者協働に向けて進む方向を示すべきです。
小規模自治体では実装できないのではないか。	人口約 3,800 人、町内に司法専門職がない町での実践があります。日常の支援は地域で完結させ、法的判断が必要な場合に近隣の専門職とオンライン・電話で連携する形が取られています(表 2-4)。ただし、顔の見える関係は強みであると同時に、本人の声の関係性の中に埋もれるリスクにもなります。同じ町から「ほっとけない」文化が課題解決型の関わりを生みやすいという報告もあります(2-2(1))。だからこそ外部の視点を意識的に接続する必要があります。
担い手がないのではないのか。	市民後見人養成研修修了者、認知症サポーター、地域のボランティア、当事者団体など、地域にすでに存在する人材を接続することが基本です。ある市では意思決定サポーター等の裾野を 100 名以上に広げ、その中からフォロワーが生まれる設計をとっています。必要なのは新たな専門職資格ではなく、本人の側に立つ役割を学び、相談しながら活動できる仕組みです。
事業者の参入意欲を削ぐのではないのか。	牽制を強調するあまり事業者が撤退すれば本人の生活基盤が揺らぐという緊張は現実存在します。調査でも、チェック体制を強めると事業者や支援者が関わりから引き、かえって本人の生活基盤が揺らぐ難しさを感じると答えた方が 73 件(48.7%、n=150)あり、家族に限れば 44.2%です。本提言は事業者を疑い排除するためのものではありません。実際、自らの行う意思決定支援の危うさを認識し、第三者性を担保するために自ら事業を導入した事業者の実践があります(2-1(3))。また、導入の契機が施設長からの「すべて施設が決めてよいのか」という相談であった地域もあります。相互牽制機能を取り入れることは事業者にとってその事業の透明性を確保し、虐待リスクや不当な影響の疑いを未然に防ぐ効果もあります。外部の目を受け入れた事業者が不利益を受けることのないよう設計される必要があります。
費用が重く、財政的に持続しないのではないのか。	本人の側に立つ支持者の活動は、市民の参加により比較的少ない費用で成立します。一方、それを支える独立アドボカシー機能と第三者的検討機能は、公費による裏づけがなければ継続が安定しません(2-4(2))。調査では 9 割超(92.1%)が公費が主な負担者であるべきと回答しています(表 1-8)。また、後見等の終了後に支援の空白が生じた場合に生じ得るコスト(虐待対応、消費者被害、入所・医療場面の混乱、再度の申立て等)との比較も検討に値します。
当事者協働を必須化すると、本人に過大な負担を負わせたり、形式的な参加を招いたりしないか。	当事者協働は本人に課される義務ではなく、参加するか、どの方法で参加するか、休むか、途中でやめるかを本人が選べるものとして設計します。一人の本人に全ての当事者を代表させず、複数名参加、当事者団体との協働、個別聴取、オンライン等の複数の経路を用意します。報酬・交通費・介助・事前準備・合理的配慮の保障がなければ参画は形骸化するか特定の個人に集中することは、SDM-Japan の経験でもあります(2-6)。
受付 39 件、経験等の多くの設問で n=36 の本人票で何が言えるのか。	本提言は数値を一般化していません(1-1)。この調査が示すのは、沈黙を納得と読むことへの注意と、本人自身が第三者を交える仕組みまでを求めているという事実です。回答者数の少なさ、分野・地域の偏り、認知症・高齢期領域が少数にとどまることは、本別冊自身が明示しています。認知症のある本人の声については、外部資料を質的な参考として別に参照しています(1-7)。
別冊に書かれている実践は、成功例を選んで並べたものではないか。	変化が生じなかった記録、施設側の応答が見られなかった記録、フォロワーが活動を終了した記録、二つの地域で事業の一部が継承されなかった記録を含めています(2-1(3)、2-2(4)、2-3、2-4(2))。むしろ本提言の中心的な根拠は、うまくいった例ではなく、機能の一部が失われた経験にあります。
結局、法制化を求めているのか。	本文提言 5 が求めているのは、第三期基本計画の期間中に、支援付き意思決定を保障し、権利擁護支援を安定的かつ持続的に実施するための法的枠組みの検討を進めることです。特定の法律や名称、全国一律の組織形態を現段階で求めるものではありません(2-4(4)、表 2-2)。地域実践が示しているのは、機能が地域で成立し得ることと、制度的・財政的な裏づけがなければ継続しにくいことであり、その保障をどの法形式で実現するかは、実践と検証を重ねながら検討されるべき事柄です。

付録 出典一覧

公開資料

資料	発行・時期	所在
第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書	成年後見制度利用促進専門家会議、2025年3月7日	厚生労働省
ワーキング・グループの議論を踏まえた論点整理(第22回専門家会議 資料8)	2026年9月	厚生労働省
障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(第2版)	2026年9月14日発出	厚生労働省
令和7年度障害者総合福祉推進事業「障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」報告書	PwC コンサルティング、2026年3月	厚生労働省委託
日本弁護士連合会「本人の自律、意思及び選好を尊重する支援付き意思決定の仕組みを実装した『権利擁護支援事業』を社会福祉法に新設することを求める意見書」	2025年9月19日	日本弁護士連合会
社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号、2026年6月25日公布)	2026年	—
参議院厚生労働委員会会議録(社会福祉法改正案・2026年6月18日ほか)	2026年6月	国会会議録
永田祐「意思決定支援に基づいた総合的な権利擁護支援策の展開——豊田市における地域生活意思決定支援プロジェクトを事例として」『地域福祉研究』公 No.12(通算 No.52)、59～69頁	2024年	—
水島俊彦「実務の視点からみた成年後見法の改正と社会福祉法制の今後のあり方」実践成年後見第121号	2026年3月	—
第3回意思決定支援実践シンポジウム(豊田市モデル事業成果報告、津別町・鶴ヶ島市の実践報告)	2025年2月23日	SDM-Japan
2025年度意思決定支援実践シンポジウム(鶴ヶ島市・津別町・かながわ共同会の実践報告)	2026年2月7日	SDM-Japan
豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会資料(2022～2024年度)	各年度	SDM-Japan
フォローシステムを活用した高齢者・障害者の意思決定支援モデル事業 全体委員会資料(2025年度)	各回	SDM-Japan
SDM-Japan「意思決定支援・権利擁護支援場面における経験等に関する調査」基礎集計表(本提言書に係るアンケート結果)	2026年10月8日時点	SDM-Japan
さいたま市「令和8年度第1回認知症の人にやさしい地域づくり推進委員会」資料 別紙1「当事者意見一覧」	さいたま市、2026年	さいたま市(2026年7月10日開催、引用はp.7、p.10～12)
Zero Project Awards 2027 公式ショートリスト	Zero Project、2026年	Zero Project

本別冊は、提言書本文とセットで用いるものです。

第三期成年後見制度利用促進基本計画に向けた提言

本人の声を起点とする 地域の権利擁護支援の在り方

本人の側に立つ役割と、相互牽制機能を備えた地域の仕組み

2026年10月27日 成年後見制度利用促進専門家会議 補足説明資料

成年後見制度利用促進専門家会議委員 水島 俊彦



意思決定フォローの活動場面

意思決定＝人生の主人公であり続けるためのもの

- 本人による意思決定＝「尊厳」そのもの。「正しさ」よりも「その人らしさ」とつながっている。
- 人の趣味・こだわり・好き嫌いは、必ずしも合理的ではない。でも、それが“その人”を形づくっている



意思決定フォローの活動場面



意思決定支援は「本人に決めさせること」でもなく、
「代わりに決めること」でもありません。

意思決定支援の再定義

決定を迫るのではなく、
本人が主導権を持ち、本人が望めば**決められる状態**を支える。

意思決定支援とは

本人が、日常生活や社会生活において、意思・選好・価値観に基づき、
迷い、修正を繰り返す過程を含め、
その意思が反映された生活を送ることができるよう、
本人の意思決定を可能な限り支えること

チョイス&コントロール
(自律性／主導権)

「決定を強いられない」「決定しない」
「保留する」「変更する」
「誰かと一緒に考える」

本人の自律性の確保
選択肢や可能性が
閉じられていないことが重要

「本人が理解しやすい情報提供」
「意思疎通の方法の検討」
「環境面の配慮」

それでもなお、意思と選好の確認が困難な場合は、
その場面における確認の困難さに応じて、
意思と選好に基づく最善の解釈

本人が声を上げ続けられる環境

「家族、支援者以外に、聞いてくれる人、
居たらいいと思いますが、
どのような仕組みを作るのですか？」

本人調査（本人票）の自由記述から

意思を聴く技法に加えて、本人が希望や迷いを
安心して語り、その声を受けて支援や環境の側
も変わり得る仕組みが必要です。



本音を言いにくい経験

25 / 36件 (69.4%)

希望を伝えた後、言わなくなった経験

19 / 36件 (52.8%)

支援する側からも、仕組みを求める声

家族・支援者・専門職等票から（設問・選択肢の要約）

本人の決定を後回しにするなどの対応を、
自分自身も行った

**107／152件
(70.4%)**

生活支援等の担当者とは別に、本人の側に立ち続ける人が
「必要だが、現在十分にはできていない」

**120／150件
(80.0%)**

本人の声と支援側の見立てが異なるときの、第三者性のある
対話・調整が「必要だが、現在十分にはできていない」

**114／147件
(77.6%)**

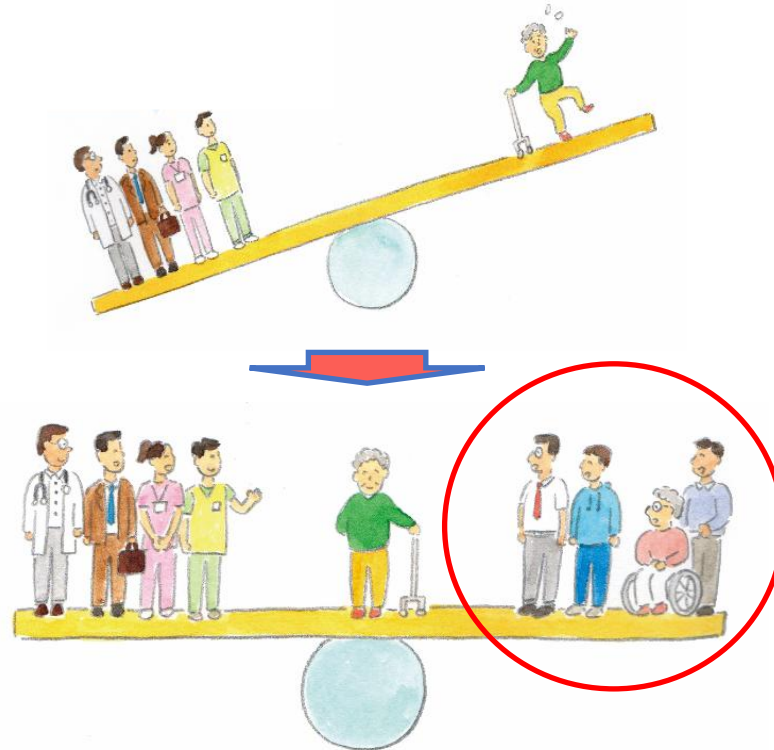
支援する人も支えられ、関わりを問い直せる仕組みを地域に

2026年10月8日時点の途中集計。任意回答で全国代表性はなく、本人票と同じ本人を対象にした対の回答ではありません。
出典：提言書別冊3～4頁（表1-5・1-8）。設問により分母が異なります。

意思決定フォロワー(サポーター)は、 「本人の側」に立ち、本人の側から本人の選好・価値観・意思決定を下支えする人たちです。

何らかの権限を有する又は義務を負う場合に、なりがちな
「支援者」の価値観

- ・最善の利益の追求
(よかれと思って・・・)
- ・保護重視
- ・安全重視



本人の意思決定を応援する
「支持者」&アドボケイトの価値観

- ・心からの希望の探求
(あなたの本当の思いは？)
- ・チョイス&コントロールの保障のため
のマイク&スピーカー
- ・リスクを負うことの尊厳

なぜ第三期計画か——報告書の定義と、法改正の後に残ること

新しい概念の採用ではなく、国の文書が既に求めた「確立」を計画に位置づける

中間検証報告書(2025年3月)が求めたこと

意思決定支援の確保を目的とした「相互牽制機能」

- ① 意思決定における本人の自律性と主導権を確保するため、
- ② 意思決定支援に関わる複数の主体がそれぞれ独立した立場から確認・評価し合うことにより、
- ③ 本人の意思決定を支援する枠組みの透明性を確保し、
- ④ もって本人の意思決定に対する関係性の濫用及び不当な影響力の行使を抑制する機能

→「相互牽制機能の確立が十分に図られる必要がある」

法改正の後に残るもの

民法改正：補助の終了後に「支援ニーズが新たに生じ、地域の権利擁護支援の必要性がますます高まる」（厚労省大臣官房審議官答弁、2026年6月9日 参議院法務委員会）

社会福祉法改正：意思決定支援への配慮義務、地域権利擁護相談支援センターの法定化、新たな第二種社会福祉事業（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）の創設

※相互牽制機能を誰がどう確保するかは、条文には書かれていない。

法律が枠組みをつくり、基本計画が「確保の仕組み」を書く——第三期計画はその最初の機会

本人の側に立つ役割と、本人の権利を守る三つの機能

本人に対する立ち位置の違いが、互いに確認し合う関係をつくる

01

支持者性を担う意思決定フォロワー

本人の側に立ち続けようとする



- ・ 本人と継続的に関わり、希望や迷い、拒否を受け止め、本人とともに、本人の声を周囲に届ける。
- ・ 中立ではなく、**本人の側に立つ**。

02

独立アドボカシー機能

独立した立場で本人の思いを支える



- ・ フォロワーの**支持者性を維持するための問いかけ**や振返りを行う。
- ・ 事業者から独立した立場で、本人の希望や迷い、違和感等を受け止め、**本人の側に立って**、本人とともに又は代弁者として周囲に働きかける。

03

第三者的検討機能

支援者・支持者双方の関わりを点検する合議



- 本人の声が適切に事業者等に届いているかを確認し、必要に応じて**関係者同士の対話・調整**につなぐ。
- ・ 関係性の濫用等が疑われる場合は**調査・介入**ができる機関につなぐ。

三者が異なる立場から確認し合い、支持者や独立アドボケイト自身の関わり方も問い直す
——中間検証報告書が求めた「相互牽制機能」の具体化

フォローシステムとは…、”自分の人生を決める力”を支える仕組み
自分の人生を“自分で選び、動かす”ための応援団

生活基盤を支えるが故に本人の意思決定への影響力が大きい存在（**生活を支える人**）

本人の意向、選好や価値観に根差した本人の意思決定を支持、応援する存在（**本人を推す人**）



一定の中立性を保ちながら「支援者」の活動を見守り、「支持者」の活動を支援する。ときには両者への調整・介入を行うことにより相互牽制機能を確保する（**権利を支える人**）

地域実践が示したこと

大規模・中規模・小規模の三つの自治体で、三つの機能はそれぞれ違う形で動いた

豊田市(愛知県)

三機能が実際に動いた場

人口約41万5000人
国のモデル事業（2022～2024年度）で、市が生活基盤サービス事業者を指定し、権利擁護支援委員会を設置。フォローの月次報告、委員会の定例協議と金銭管理の確認。
終了後も市社協が市民フォロー活動を継続。

鶴ヶ島市(埼玉県)

既存の地域人材を本人の側へ

人口約7万人。
市民後見人養成講座の修了者や傾聴ボランティアが「本人の側に立つ人」になって活動。
フォローによる月2回の訪問、月1回の活動報告、独立アドボケイトの定期面談、ケース検討会議の開催、協議会への報告を重ねる。

津別町(北海道)

司法専門職のいない小さな町

人口約3,800人。
日常の関わりは地域で完結し、法的判断が必要なときは近隣の専門職と電話・オンラインで連携。
独立アドボケイトも参加するケース検討会議を定期で開催し、第三者的検討機能を備える。

形は地域ごとに違う。しかし、保障される機能まで違ってよいわけではない。

サポーターの養成と「支持者性」のある活動を支える体制

計画で位置づけられる意思決定サポーターが、本人の側に立つ支持者として活動できるための条件

01 本人に対する立ち位置の共有

生活支援や金銭管理を担う役割との違いを整理する。

02 養成から実際の活動への接続

本人が選び、変更・終了を求められる関係をつくる。

03 活動を続けるためのバックアップ

独立アドボケイト等への相談、伴走、事例検討の機会を確保する。

04 本人・当事者との協働による見直し

研修の受講者数に加え、本人の経験と支援の過程を評価する。



全国で確保する機能と、地域ごとの実施方法

組織の型をそろえるのではなく、機能と本人に対する立ち位置を共有する

全国共通の基盤(床)

本人が必要な支援を利用し、意思決定の主体であり続けられる。

本人の側に立つ支持者性、独立アドボカシーへのアクセス、第三者的検討機能を確保する。

最低限のセーフガードとして公費で確保する。

地域の実情に応じた実施

実施主体や組織形態、連携方法は地域ごとに選べる。

単独市町村で難しい機能は、複数市町村の連携や都道府県の人材確保・派遣で支える。

先進地域と同じ形を全国に求めるものではない。

成年後見制度の利用前・利用中・終了後を通じて、本人の側に立つ関係を支える。

制度の利用前・利用中・終了後をつなぐ

民法改正・社会福祉法改正の施行までに整理したい事項（移行期）

01 権限付与の判断と本人の参加

権限付与の必要性の判断と、本人への説明・同意確認・裁判所による直接の確認の方法を分けて整理する。

02 制度の利用前・利用中・終了後の連携

本人の生活を支えるサービスだけではなく、本人の側に立つ人の関係性の継続を確認する。

03 後見事務の運用指針の見直し

施行までに必要な基本原則と、施行後の運用を踏まえて検証する内容を整理し、本人・当事者が参画する検討体制と工程を示す。



基本計画への記述案

提言書の趣旨を計画の記述に接続するための修文案

基本理念 共通原則

本人が必要な支援を利用しながら、自らの意思、選好及び価値観に基づき、意思決定の主体であり続けられる支援付き意思決定の保障を、地域の権利擁護支援の共通基盤とする。

地域の 体制整備

本人の側に立つ支持者性、本人が直接利用できる独立アドボカシー機能及び第三者的検討機能を確保し、これらが異なる立場から確認し合う相互牽制機能を確立する。地域の実情に応じた方法を認めつつ、担い手の養成と継続支援、広域的なバックアップを一体として進める。

費用負担の 在り方

本人の経済状況によって必要な支援へのアクセスが左右されないよう、本人負担の在り方及び公的財政措置について、検討主体と工程を定めて検討する。

第二種社会福祉事業・高齢者等終身サポート事業の ゆくえを分ける「3つの問い」

制度の器はできたが具体的な事業内容については「省令その他の下位規程・ガイドライン」に委ねられた。どのように事業を育てるかは、これからの設計次第。

問1

「代行決定の受け皿」か、「支援付き意思決定が確保された仕組み」か

見守り・金銭管理・死後事務を、本人の意思・選好、価値観を確かめながら行う「支援付き意思決定」の事業として設計できるか。

問2

利益相反・関係性の濫用による本人意思への「不当な影響」をどう防ぐか

事業者が本人の財産・契約・死後事務に深く関与するため、本人に対する「不当な影響」が生じないかを継続的に確認する必要がある。本人と継続的に対話しながら、独立した立場で一緒に声を上げ、周囲が応答する仕組みを設けることが「相互牽制機能」の実装のために不可欠。

問3

人口減少時代の中で、これらのセーフガードを誰が担えるのか

専門職だけに頼る構造ではもたない。すでに社会福祉協議会のマンパワーも限界に近い。これまでに事業に関わっていない市民・ピアの参画・協働が不可欠。

「便利な代行サービス」で終わらせず、
地域の権利擁護支援の仕組みとして育てられるかが分かれ目

11月9日に向けて確認したいこと

提言書を踏まえた確認・検討依頼

01 計画に記述する役割と基本原則

サポーターの立ち位置（支持者性）、生活基盤に関わるサービス事業者等からの独立性、揺らぎを前提とした支持者性確保のための方策を、計画本文のどこに明記するか。

02 養成と継続的な活動支援・当事者協働の在り方

標準的なサポーターの養成・継続支援、独立アドボカシー機能・第三者的検討機能の確保についてどのように整理するか。また、当事者協働の具体的場面をどのように考えるか。

03 市町村と都道府県の役割分担と既存事業との共通基盤

広域的な人材確保・派遣と、意見表明等支援・入院者訪問支援等の既存事業との共通基盤をどう整えるか。

04 本人の費用負担と検討工程

支援付き意思決定の確保に係る仕組みへのアクセスを保障するため、本人の費用負担の在り方をどのように考えるか。また、これらの仕組みの検討工程についての見える化をどのように図るか。

参考:提言書の五つの提言

提言書本文の構成（詳細は本文を参照）

01 権利擁護支援の共通基盤

支援付き意思決定の保障と、自律性・主導権の確保

02 本人の側に立つ役割

支持者性の明確化と、多様な担い手の確保・活動支援

03 異なる立場から支える仕組み

本人が直接利用できる独立アドボカシーと第三者的検討を備えた相互牽制機能

04 制度の利用・終了を通じた継続

生活を支えるサービスと、本人の側に立つ関係の双方を確保

05 実施を支える基盤

当事者協働、人材・公的財源、本人の経験による評価、法的枠組みの検討